図　面　リ　ス　ト

建築				構造		電気		機械	
図番	図名	図番	図名	図番	図名	図番	図名	図番	図名
L－00	表紙・図面リスト	A－60	渡廊下（西側）展開図	S－01	各階伏図	E－01	特記仕様書	M－01	機械設備工事特記仕様書（1）
A－01	特記仕様書（解体その1）	A－61	渡廊下（西側）建具表	S－02	軸組図（1）	E－02	構内配電線路図	M－02	機械設備工事特記仕様書（2）
A－02	特記仕様書（解体その2）	A－62	渡廊下（西側）部分詳細図	S－03	軸組図（2）	E－03	幹線設備　1階西平面図	M－03	機械設備工事特記仕様書（3）
A－03	配置図・案内図	A－63	機械室-1、-2　平面・立面・展開図	S－04	軸組図（3）	E－04	幹線設備　1階東平面図	M－04	空調・換気設備　機器表
A－04	仕上表（1）	A－64	ボイラー室　平面・立面図	S－05	基礎断面リスト（1）	E－05	幹線設備　2階平面図	M－05	空調・換気設備　1階ダクト平面図
A－05	仕上表（2）	A－65	ボイラー室　矩計図	S－06	基礎断面リスト（2）	E－06	幹線設備　3階平面図	M－06	空調・換気設備　2階ダクト平面図
A－06	全体平面図	A－66	焼窯庫　詳細図	S－07	部材リスト	E－07	電灯設備　1階西平面図	M－07	空調・換気設備　3階ダクト平面図
A－07	1階・2階平面図	A－67	体育器具庫1　詳細図	S－08	柱、地中梁、小梁リスト	E－08	電灯設備　1階東平面図	M－08	空調・換気設備　屋外配管平面図
A－08	3階・屋階平面図	A－68	屋内運動場渡廊下　詳細図	S－09	大梁断面リスト	E－09	電灯設備　2階平面図	M－09	空調・換気設備　機械室-1詳細図
A－09	立面図	A－69	飼育小屋　詳細図	S－10	ラーメン配筋詳細図	E－10	電灯設備　3階平面図	M－10	空調・換気設備　機械室-2詳細図
A－10	断面図	A－70	腐葉土置場　詳細図	S－11	スラブリスト	E－11	電灯・動力・弱電設備　R階平面図	M－11	空調・換気設備　ボイラー室詳細図
A－11	矩計図（1）	A－71	外構図	S－12	壁詳細図	E－12	電灯設備　2階西渡り廊下詳細図	M－12	自動制御設備　1階平面図
A－12	矩計図（2）	A－72	外構詳細図（1）	S－13	スリット及び鉄板巻き立て工法詳細図	E－13	電灯・自火報設備　2、3階東渡り廊下詳細図	M－13	自動制御設備　機械室平面図
A－13	中央階段詳細図	A－73	外構詳細図（2）	S－14	渡廊下（東側）伏図、軸組図	E－14	電灯・動力設備　機械室詳細図	M－14	衛生設備　機器・器具表
A－14	西側階段詳細図	A－74	外構部分詳細図	S－15	渡廊下（東側）そで壁増設補強詳細図	E－15	電灯・動力・自火報設備　焼き釜庫・ボイラー室・機械室詳細図	M－15	衛生設備　系統図
A－15	東側階段詳細図（1）	A－75	仮設計画図（参考）	S－16	渡廊下（東側）K型鉄骨ブレース詳細図	E－16	動力盤結線図（１）	M－16	衛生設備　外構図
A－16	東側階段詳細図（2）	A－76	渡廊下（東側）各階平面図（改修）	S－17	渡廊下（東側）開口閉塞壁補強詳細図	E－17	動力盤結線図（２）	M－17	衛生設備　1階・2階平面図
A－17	一般教室　平面詳細図・展開図	A－77	渡廊下（東側）立面図・矩計図（改修）	S－18	渡廊下（東側）部材リスト	E－18	弱電設備　1階西平面図	M－18	衛生設備　3階・R階平面図
A－18	更衣室・用務員室　平面詳細図・展開図	A－78	渡廊下（西側）各階平面図（改修）	S－19	渡廊下（西側）基礎・2階・3階・屋階伏図	E－19	弱電設備　1階東平面図	M－19	衛生設備　ボイラー室詳細図
A－19	玄関　平面詳細図・展開図	A－79	渡廊下（西側）立面図・矩計図（改修）	S－20	渡廊下（西側）軸組図	E－20	弱電設備　2階平面図	M－20	衛生設備　保健室詳細図
A－20	家庭科室　平面詳細図・展開図	A－80	北校舎防音改修プラン（1）	S－21	渡廊下（西側）基礎断面リスト	E－21	弱電設備　3階平面図	M－21	衛生設備　受水槽廻り詳細図
A－21	第二理科室　平面詳細図・展開図	A－81	北校舎防音改修プラン（2）・建具表	S－22	渡廊下（西側）柱、地中梁、小梁リスト	E－22	弱電設備　北校舎2階西平面図	M－22	衛生設備　便所詳細図
A－22	一般教室（会議室）　平面詳細図・展開図			S－23	渡廊下（西側）大梁断面リスト	E－23	自動火災報知設備　1階西平面図	M－23	衛生設備　印刷室詳細図
A－23	多目的室　平面詳細図・展開図			S－24	渡廊下（西側）スラブリスト	E－24	自動火災報知設備　1階東平面図	M－24	衛生設備　第2家庭科室詳細図
A－24	職員室・スタジオ・放送室　平面詳細図・展開図			S－25	ボイラー室　構造図	E－25	自動火災報知設備　2階平面図	M－25	衛生設備　第1・第2理科室詳細図
A－25	校長室・事務室　平面詳細図・展開図					E－26	自動火災報知設備　3階平面図	M－26	衛生設備　R・PH階平面詳細図
A－26	便所　平面詳細図・展開図					E－27	弱電・自火報設備　体育館1階平面図	M－27	給水設備　外構平面図
A－27	保健室　平面詳細図・展開図					E－28	受変電設備単線結線図（改修）	M－28	排水設備　外構平面図
A－28	昇降口　平面詳細図・展開図					E－29	構内配電線路図（仮設）	M－29	消火設備　外構平面図
A－29	屋外非常階段　平面図・断面図					E－30	電灯・弱電設備　渡り廊下1階西平面図（仮設）	M－30	外構配管平面図（改修）
A－30	1階天井伏図					E－31	電灯・弱電設備・自火報設備　渡り廊下1階東平面図（仮設）		
A－31	2階天井伏図					E－32	電灯・弱電設備　渡り廊下2階西平面図（仮設）		
A－32	3階天井伏図					E－33	電灯・弱電設備・自火報設備　渡り廊下2、3階東平面図（仮設）		
A－33	建具キープラン（1）					E－34	動力設備　北校舎1階平面図（仮設）		
A－34	建具キープラン（2）								
A－35	建具キープラン（3）								
A－36	建具表（1）								
A－37	建具表（2）								
A－38	建具表（3）								
A－39	雑詳細図（1）								
A－40	雑詳細図（2）								
A－41	雑詳細図（3）								
A－42	家具詳細図（1）								
A－43	家具詳細図（2）								
A－44	渡廊下（東側）仕上表								
A－45	渡廊下（東側）1階平面図・建具キープラン								
A－46	渡廊下（東側）2階平面図								
A－47	渡廊下（東側）3階平面図・屋根伏図								
A－48	渡廊下（東側）東側立面図								
A－49	渡廊下（東側）南側立面図								
A－50	渡廊下（東側）西側立面図								
A－51	渡廊下（東側）断面詳細図								
A－52	渡廊下（東側）天井伏図								
A－53	渡廊下（東側）展開図（1）								
A－54	渡廊下（東側）展開図（2）								
A－55	渡廊下（東側）展開図（3）								
A－56	渡廊下（東側）建具表								
A－57	渡廊下（東側）部分詳細図								
A－58	渡廊下（西側）仕上表								
A－59	渡廊下（西側）平面・立面図・建具キープラン								

記事	工事名称：飯能第一小学校校舎南棟等解体工事		設計年月：令和8年5月
	図面名称：図面リスト	縮尺：S=1：－（A1） S=1：－（A3）	図面番号：L－00

特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1．工事場所　飯能市山手町13番8号　　用途地域　第一種住居地域

2．敷地面積　28,153 ㎡

3．工事種目（建物概要）

棟名称	構造	階数	建築面積	延べ面積
校舎南棟	RC造	地上3階	4,263 ㎡	㎡
校舎北棟	RC造	地上3階	3,099 ㎡	㎡
渡廊下東側・給食室	RC造	地上3階	505 ㎡	㎡
渡廊下西側	RC造	地上2階	197	
合計			㎡	㎡

4．工事範囲
- 既存校舎南棟解体工事
- その他付属施設等解体工事
- 外構解体工事
- 上記に伴う内装及び電気設備・機械設備解体工事
- 既存渡り廊下改修工事

5．工期

契約工期	契　約　日から令和９年３月３０日まで
主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	現場施工に着手するまで
現場代理人の現場への常駐を要しない期間	現場施工に着手するまで
現場施工期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
	別紙現場説明特記事項による

Ⅱ　解体工事仕様

（1）質問回答書、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて埼玉県建築工事特別共通仕様書、**国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(令和４年版)」により、これら共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（令和４年版）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（令和４年版）による。**
なお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

（2）本特記仕様書の表記
1）項目は、番号に○印のついたものを適用する。
2）特記事項は、⊙印のついたものを適用する。
　⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　⊙印と ※ 印の付いた場合は、共に適用する。
　⊙印と ※ の場合は、⊙のみを適用する。
3）特記事項に記載の〔　.　.　〕内の表示記号は、「埼玉県建築工事特別共通仕様書」の当該項目を示す。
4）特記事項に記載の〈　.　.　〉内の表示記号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目を示す。
5）特記事項に記載の［　.　.　］内の表示記号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目を示す。
6）特記事項に記載の（　.　.　）内の表示記号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目を示す。
7）注は標準仕様書記載事項で、注意すべきものを示す。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	① 適用基準等	⊙建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（令和元年9月2日適用） ⊙埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領（令和2年4月1日改定） ⊙建設副産物の手引き（埼玉県建設副産物対策協議会）（令和5年1月改訂） ⊙建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正） ⊙建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（平成29年4月1日改正） ⊙埼玉県建築工事実務要覧（令和5年版） ⊙地盤変動影響調査算定要領（令和5年4月1日適用）
	② 官公署その他への届出手続き等	解体工事の通知書の提出等 〈1.1.3〉 ※「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という。）第１１条の規定による通知書を作成し、監督員に提出すること。 ※上記通知書の各事項（変更がある場合は、変更後の内容）について、下請業者に周知徹底すること。 再資源化等完了の報告と記録 ※廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条第１項の規定により、監督員に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関して記録を作成し、保存すること。 その他の届出手続等 ※その他、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
	③ 条件明示事項	保険の種類 {1.1.3} ※法定外の労災保険（工事に従事する者(全ての下請負人を含む)の業務上の負傷等を対象とするもの） ※建設工事保険等（工事目的物及び工事材料等を対象とするもの） ※請負業者賠償責任保険等　・ 保険の期間　※工事完成期日後１４日を含む期間　・
	④ 工事実績情報の登録	行う {1.1.8}〈1.1.4〉
	⑤ 工事の記録等	埼玉県電子納品運用ガイドラインの適用 〈1.2.3〉 ※対象（建築・設備工事電子納品写真作成要領による。CD-RXはDVD-Rを１部提出） ・対象外 注　工事写真は、着工前、各工程における作業状況、解体材の分別状況、完了時について、「埼玉県建築工事写真作成要領」を参考に監督員と協議し、監督員の指示により撮影する。 注　電子データを用いた検査に必要な機器は、検査員の意向を勘案し監督員と協議し準備する。
	⑥ 施工管理	※現場代理人は現場に常駐し、現場の運営、取締りを行う。 〈1.3.1〉 ※専任された「建設業法」に基づく主任技術者、又は選任された建設リサイクル法に基づく技術管理者は、現場に常駐し、技術管理にあたる。
	⑦ 電気保安技術者	適用する {1.3.2}〈1.3.3〉
	⑧ 施工条件	施工時間 {1.3.5}〈1.3.5〉 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外とする。 ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ⊙以下の期間を除いた現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上であること。 年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間 指定期間（　　）
		下記以外は監督員と協議する。 ・建設発生木材仮置場　（※図示　・　） ・　（※図示　・　）
	⑨ 環境保全等	建設機械 〈1.3.9〉 ※建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。
	10 引き渡しを要するもの	引き渡しを要するもの 〈1.3.10〉 名称 ／ 仕様等 ／ 備考
	⑪ 近隣に対する周知	・工事に先立ち、監督員と打ち合わせの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明会を開催する。 〈1.3.6〉 ・工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 ・
	12 施工数量調査	調査範囲及び調査方法　※図示による（　　）　・ 〈1.5.1〉
	⑬ 技能士	適用する　（・とび作業　・　　） {1.3.3}〈1.6.2〉
	⑭ 完成図等	{1.6.1、3} 完成図（電子化媒体）　※CD-RXはDVD-R，１部 （埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領による） CADデータの形式　※SXF(sfc)　・DXF verについては監督員と協議する。
	⑮ 完成写真	埼玉県電子納品運用ガイドラインの適用 {1.6.2} ※対象（建築・設備工事電子納品写真作成要領による。CD-RXはDVD-Rを１部提出） ・対象外 写真アルバムの提出　・行う（　部）　※行わない
	16 施設CADデータの更新	行う
	⑰ 現場管理	別途関連工事がある場合、その施工者と綿密な連絡をとり、全工事に支障のないよう施工すること。
	⑱ 施工計画書の提出	工事着手前に施工計画書を作成し、「分別解体等の計画等」を添付して監督員の承諾を受けること。 〈1.2.2〉
	⑲ 建築物除却届の提出	工事着手に先立ち、建築基準法第１５条第１項の規定による「建築物除却届」を作成し、監督員に提出すること。 〈1.1.3〉
	⑳ 再資源化等	「建設リサイクル法」、「彩の国建設リサイクル実施指針」、「建設副産物の手引き」等を遵守し、建設廃棄物の再資源化等を推進すること。 〈1.3.9〉
	㉑ 再資源化等完了の報告と記録	廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条第１項の規定により、監督員に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関して記録を作成し保存すること。なお、塩ビライニング鋼管は継ぎ手リサイクル依頼伝票を、塩ビ管は購入証明書を提出すること。
	㉒ 廃棄物の処理	※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」を遵守し、マニフェストシステムにより適正に処理すること。 ※過積載等の違法運行の防止を図るとともに、道路交通法遵守を下請業者に徹底すること。
	㉓ 環境・安全対策	※工事着手前に付近の状況を調査し、環境保全ならびに安全対策に配慮し、工事を行うこと。 ※工事の施工にあたり、騒音、振動、ほこりの発生、土壌汚染、排水汚染などがないよう、万全の対策を講じること。 ※工事施工中、近隣（近隣住民・通行人・工作物・植栽・道路・建築物等）に損害を与えた場合には、受注者の責任において、損害の補償又は現状に復旧するものとする。
	㉔ 振動、騒音測定	※行う　・振動測定のみ行う 工事施工中、監督員の指定した場所に常設して行う。　箇所 工事中の内容や状況に応じて測定を行う。　箇所 仕様については監督員と協議の上決定すること。 近隣住民への表示　※大型表示板で測定期間中表示　・行わない
	25 隣接建物等調査	※専門業者による周辺家屋の事前、事後調査を行う。調査に当たっては当該関係者の立ち会いを求めると共に、調査した内容については当該関係者の承諾を受けること。 ※損傷箇所の測定、写真撮影、スケッチ、調査図等の作成を行い資料を２部提出すること。 ※受注者の過失により近隣等に損害が生じた場合は受注者の責任に置いて現状復旧すること。 ※調査対象　解体工事前　件 解体工事後　件 調査方法については、「８　周辺建築物等調査」による
	26 施工に注意を要する区域等	本工事場所は以下の区域等に指定等されているため、施工計画の作成及び施工に当たっては関係法令等の遵守に十分注意する。 〈1.1.12、13〉 ・周知の埋蔵文化財包蔵地　・史跡名勝天然記念物　・
	㉗ 関係法令等の遵守	受注者は工事に伴う道路占用許可、環境(騒音、振動、ほこり等)対策に係る諸申請等関係法令に照らし、必要と思われる手続を行い、工事を遅滞なく完了させること。 〈1.1.13〉
	㉘ 標識の提示	建設業法第40条及び建設リサイクル法第33条に規定する標識を掲示すること。{1.1.12} 公共工事現場へのコスト表示実施要領（H16.9技管）により、請負金額等を表示する。
	㉙ 既存樹木の保存	監督員の指示を受けた既存樹木等については、保護を行う。
	㉚ 下請業者の選定	県内業者の活用 ※各種下請業者については、優先的に県内業者を選定すること。 ※下請け業者に解体工事業者を選定する場合は、所定の建設業許可又は埼玉県知事による解体工事業の登録してい る者を選定すること。
	㉛ 下請業者の指導	受注者は、建設廃棄物の再資源化等を適切に行うよう下請業者を指導すること。
	㉜ その他	他の同時期の工事と連携や協調を取ること。 工事に伴い必要な諸官庁著への手続き・届出・申請は本工事に含む。
2 仮設工事	① 騒音・粉じん等の対策	騒音・粉じん等の対策 〈2.2.1〉 ※防音パネル　⊙防音シート　・ 設置範囲及び高さ ※図示　・
	② 足場その他	〈2.2.2〉 **足場を設ける場合、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」（厚生労働省 令和５年１２月）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、**足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（1）手すり据置方式又は（2）手すり先行専用足場方式により行うこと。 墜落制止用器具の使用は、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（厚生労働省 H30.6.22)による。 ・フルハーネス型墜落制止用器具を用いる。 **幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する（労働安全衛生規則第561条の2）**
	③ 仮囲い等	※図示　・ 〈2.2.2〉 図示の有無に関わらず、監督員と協議の上、必要に応じ適切に配置し的確に対応すること。
	④ 工事概要案内板	設置する 〈2.3.1〉
	5 監督員事務所等	・設置する　※設置しない（下記備品のみ用意する） 〈2.3.1〉 規模　・既存建物内の一部を使用　・構内に新設（　㎡程度） 備品（　名分相当） ・机　・椅子　・書棚　・黒板　・掛時計　・寒暖計　・長靴　・雨合羽 ・保護帽　・懐中電灯　・墜落制止用器具　・軍手　・衣類ロッカー ・冷暖房機器　・消火器　・湯沸器　・茶器　・掃除用具　・電話機 ・ＦＡＸ　・電子メール通信機器　・スキャナー　・プリンター
	⑥ 仮設物	仮設物の位置・仕様・車両の進入方法等、施設内の車両の通行路について、施工前に必ず監督員、施設管理者と協議すること。 〈2.3.1〉
	7 山留めの撤去	山留めの存置　・あり（図示）　※なし 鋼矢板等の抜き跡の処理　※図示　・ 〈2.4.3〉
	⑧ 工事用水	構内既存の施設　※利用できない　⊙利用できる（※有償　・無償）
	⑨ 工事用電力	構内既存の施設　※利用できない　⊙利用できる（※有償　・無償）
	⑩ 火元責任者	火災防止に配慮し、火元責任者を配すること。
	① 交通誘導員	・必要に応じ搬入路付近に交通誘導員を配置する。 ⊙図示による
	12 快適トイレ	仕様　※図示
	⑬ その他	⊙仮囲い等は現場の状況に合わせて適宜計画すること。 ⊙ゲート等の位置は監督員と協議のうえ、必要に応じて適切な位置に移動すること。 ⊙仮設材の位置・仕様・車両の通行路と進入方法等について、施工前に必ず監督員と協議すること。 ⊙近隣や施設の行事予定を把握し、工事車両の入場計画を立てること。
3 解体施工	1 浄化槽・排水槽等	汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置 〈3.2.1〉 ・行う　・行わない
	2 杭の解体	杭の解体工法 〈3.9.2〉 ・引抜き工法（引抜いた杭の処理　※現場破砕　・破砕施設搬入　・図示） ・破砕工法 杭撤去跡の充填 充填材料　・山砂　・流動化処理土　・セメントミルク　・ 配合計画　※監督員との協議による　・ 杭位置の測量 ・行う（測量する杭　・全て　・図示　・監督員との協議による） ※行わない
	③ 屋外設備等	電柱の撤去　・行う（※図示　・　）　・行わない 〈3.10.1〉 外灯の撤去　・行う（※図示　・　）　・行わない フェンス等工作物の撤去　⊙行う（※図示　・　）　・行わない
	④ 樹木等	樹木の伐採伐根及び移植 〈3.11.1〉 ※図示　・
	⑤ 地下埋設物・埋設配管	※図示　・ 〈3.12.1〉 埋設管の処置 ※地中埋設管(給水、排水、ガス等)については、監督員の指示による。 ※プラグ止等の措置をする　・全て撤去する ※官公庁への申請手続きは本工事の範囲とする。
	⑥ 設備機器等	解体事前処理（油類タンク） ⊙機械設備図による。 ⊙解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油がないことを確認する。 必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壌に流失させないように注意する。 ⊙燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中和処理を行う。 解体事前処理（冷媒） ・冷媒を屋外機にポンプダウンした撤去を行う機器は下記による。 図面番号 ／ 記号 ・冷媒を回収した後撤去を行う機器は下記による。 図面番号 ／ 記号
	⑦ 解体後の整地	解体後の埋戻し及び盛土 〈3.13.1〉 ⊙行う 整地高さ ・現状ＧＬ　⊙図示 埋戻し及び盛土の材料 ⊙山砂の類　⊙現場の建設発生土の中の良質土　・再生コンクリート砂 埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。 ・行わない 表層の砂利敷き (22.9.2) ※行わない ・行う（・砂利敷き　B種　・　　）
	⑧ 解体後の柵の設置	する（解体後、監督員の指示に従い、敷地内に進入できないよう柵、立入禁止の表示板等を設置する。）
	⑨ 解体工事全般	・工事の施工にあたり、騒音・振動については万全の対策を講じること。 ・コンクリートガラ運搬については、現地破砕を削減し、なるべく大ガラにて運搬し処理施設にて受入れる廃棄規模に応じ破砕等を行うこと。 ・ 建設発生土について ⊙場内敷均し ・他現場へ搬出（　　） ・場外搬出適切処理（搬出場所：　　）
4 建設廃棄物の処理	① 一般事項	{1.1.13} ※受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用[促進]計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）により作成し、施工計画書に含め各１部提出する。 また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用[促進]実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を保存する。 (a) 再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事) (1)　**500m³以上の土砂を搬入する工事** (2)　500ｔ以上の砕石を搬入する工事 (3)　200ｔ以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事 (4)　最終工事請負金額が100万円以上の工事 （計画書については、当初工事請負金額が100万円以上の工事） (b) 再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事) (1)　**500m³以上の建設発生土を搬出する工事** (2)　アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200ｔ以上搬出する工事 (3)　最終工事請負金額が100万円以上の工事 （計画書については、当初工事請負金額が100万円以上の工事）
5 特別管理産業廃棄物の処理	② 再資源化等（再資源化及び縮減）	〈4.4.1〉 建設廃棄物の種類 ／ 備考 ⊙コンクリート ⊙コンクリート及び鉄から成る建設資材 ⊙木材 ⊙アスファルトコンクリート ⊙金属類 ⊙建設泥土 ⊙小形二次電池 ⊙蛍光ランプ及びＨＩＤランプ ⊙硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管及び継手 ⊙ガラス ⊙木材（縮減） 中間処理施設又は再資源化施設の別 ⊙監督員と協議　・
	3 再資源化し、現場で利用する建設廃棄物	〈4.4.1〉 廃棄物の種類 ／ 数量 ／ 備考
	4 産業廃棄物広域認定制度の活用	〈4.4.2〉 廃棄物の種類 ／ 備考
	5 最終処分	〈4.4.3〉 廃棄物の種類 ／ 備考 最終処分場 ・監督員と協議　・
	6 処理に注意を要する建設廃棄物	〈4.5.1〉 廃棄物の種類 ／ 備考 ・石綿含有せっこうボード ・ひ素・カドミウム含有せっこうボード ・上記以外のせっこうボード ・ＣＣＡ処理木材 ・ 廃棄物の処理 ・監督員と協議　・
	⑦ 鋼装版切断時に発生する濁水の処理	（濁水の処理） 中間処理施設を選定する場合には事前に監督員の承諾を得るものとする。 種類　汚泥 （共通事項） 1　受注者は、鋼装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥として中間処理施設に運搬及び処理するものとする 2　受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。 3　受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。 4　受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「ﾏﾆｭﾌｪｽﾄ」という。）により管理するものとする。 （提出書類等） 1　受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。 2　受注者は、工事完成後速やかにﾏﾆｭﾌｪｽﾄの写しを監督員に提出しなければならないものとする。 （その他） 受注者は、バキューム式以外の工法（鋼装版切断時に濁水を生じない等）を使用する場合においては、事前に発注者と協議するものとする。
	⑧ 防音ｻｯｼのｸﾘｾﾝﾄ	処分せず指定する場所に保管すること。
	⑨ 蛍光ﾗﾝﾌﾟ	直管40形のみ処分せず指定する場所に保管すること。 他の既存蛍光ランプについても、監督員に確認の上、処分すること。
	1 施工調査	※特別管理産業廃棄物の調査を次により行う。 〈5.1.2〉 （1）特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。 （2）特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。 （3）調査結果は調書にとりまとめ、監督員に提出する。
	2 分析調査	〈5.1.2〉 分析調査を行う特別管理産業廃棄物等の種類 ／ 採取する部位・箇所数 ／ 備考 ・PCB 含有シーリング分析調査（第一次判定）　部位　・図示　・　箇所数：　箇所 ・PCB 含有シーリング分析調査（第二次判定）　部位　・図示　・　箇所数：　箇所 ・　部位　・図示　・　箇所数：　箇所 ・　部位　・図示　・　箇所数：　箇所
		・PCB含有シーリング分析調査 〈5.4.1〉 ・監督員と協議　・
		・PCBを含む機器の微量PCBの分析調査 〈5.4.1〉 ・
		・絶縁油のPCB含有量の分析調査 **「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法** （平成4年7月3日厚生省告示第192号）」又は「絶縁油中の微量ＰＣＢに関する簡易測定法マニュアル（環境省）」により行う。
		・ダイオキシン類のサンプリング調査 〈5.4.1〉 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱（平成13年4月25日付基発第401号）」により行う。

記事

工事名称	設計年月
飯能第一小学校校舎南棟等解体工事	令和8年5月

図面名称	縮尺	図面番号
特記仕様書（解体その1）	S=1：－（A1） S=1：－（A3）	A － 01

6 石綿含有建材の除去及び処理

3 特別管理産業廃棄物の処理

<5.4.1>

特別管理産業廃棄物の種類	備　考
・廃石綿等	
・PCBを含む機器類	
・PCB含有シーリング材	
・廃油	
・廃酸/廃アルカリ	
・ダイオキシン類	

処理施設
・監督員と協議　・

4 PCBを含む機器類

引渡しを要する機器類　<5.4.1>
・

5 PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材

<5.4.1>
除去処理工事
除去範囲　※図示　・
撤去方法　・「標準施工要領書（日本シーリング工事業協同組合連合会／日本シーリング材工業会）」による。

6 ダイオキシン類

廃棄物の焼却施設の解体　<5.4.1>
解体方法
・
処分方法
・

① 石綿含有建材の事前調査

石綿含有建材の事前調査　<1.4.1>
工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督員に報告する。
調査範囲 (○)一般教室 石綿ﾊﾟｲﾌﾟ　・図示　　)
貸与資料（　　）

② 石綿含有分析調査

分析による石綿含有建材の調査　<1.4.1>
分析対象
アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、
アンソフィライト、トレモライト

分析方法

材　料　名	定性分析方法		定量分析方法	
	JIS A 1481-1	JIS A 1481-2	JIS A 1481-3	JIS A 1481-4
・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水(屋根)	※　箇所	・　箇所	・　箇所	・　箇所
・	※　箇所	・　箇所	・　箇所	・　箇所
・	※　箇所	・　箇所	・　箇所	・　箇所

サンプル数　1箇所あたり３サンプル
吹付け材及び保温材等は　※　１０cm³　/箇所　・　　/箇所　とする。
成形板は　※１００cm²　/箇所　・　　/箇所　とする。
採取箇所　・図示　・
分析結果については監督員に提出すること。

③ 石綿粉じん濃度測定

測定時期、場所及び測定点　<6.1.3>

適用 ﾚﾍﾞﾙ1	ﾚﾍﾞﾙ2	ﾚﾍﾞﾙ3	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（処理作業室ごと）
※	※	・	測定1	処理作業前	処理作業室内	・各2又は3点　・(　)点
※	※	・	測定2		施工区画周辺又は敷地境界	・各2点　・(　)点
・	・	・	測定3	処理作業中	処理作業室内	(　)点
※		・	測定4		ｾｷｭﾘﾃｨｰｿﾞｰﾝ入口	・各1点　・(　)点
※	・	・	測定5		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	各1点　・(　)点
※	・	・	測定6		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点　・(　)点
※	※	※	測定7	処理作業後（隔離ｼｰﾄ撤去前）	処理作業室内	・各2点(ﾚﾍﾞﾙ3は各1点)・(　)点
※	※	・	測定8		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点
・	・	・	測定9	処理作業後(ｼｰﾄ撤去後1週間以降)	処理作業室内	(　)点
・	・	・	測定10		施工区画周辺又は敷地境界	(　)点

さいたま市内で測定を行う場合は市条例を遵守して実施すること。

測定方法
・自動測定器による測定
測定4,5 ※ﾊﾟｰﾃｨｸﾙｶｳﾝﾀｰ、粉じん相対温度計(ﾃﾞｼﾞﾀﾙ粉じん計)、繊維状粒子自動計測器(ﾘｱﾙﾀｲﾑﾌｧｲﾊﾞｰﾓﾆﾀｰ) 等、排気の粉じん濃度を迅速に計測できる機器にて測定

・JIS K 3850-1に基づいた測定

	測定4,5	測定	測定
ﾒﾝﾌﾞﾚﾝﾌｨﾙﾀの直径(mm)	25	47	47
試料の吸引流量(L/min)	5	10	10
試料の吸引時間(min)	30	120	240

4 石綿含有吹付け材の除去(レベル１)

除去対象範囲　・図示　・　<6.3.1～3>
除去の方法
※[9.1.3]による　・
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止
※密封処理　※湿潤化　・セメント固化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

⑤ 石綿含有保温材等の除去(レベル２)

除去の方法　<6.4.1～3>
※[9.1.4](2)～(5)による（原形のまま、手ばらしが可能な場合）
除去対象範囲　(○)図示　・
・[9.1.3]による（損傷、劣化等で石綿粉塵を発散するおそれがある場合）
除去対象範囲　・図示　・
除去した石綿含有保温材等の飛散防止
※密封処理　※湿潤化　・セメント固化
除去した石綿含有保温材の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

⑥ 石綿含有成形板等の除去（レベル３）

除去対象範囲　(○)図示　・　<6.5.1～3>
除去した石綿含有成形板の処分
・石綿含有せっこうボード
※埋立処分（管理型最終処分場）
(○)石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
・埋立処分（安定型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

⑦ 石綿含有建築用仕上塗材等の除去（レベル３）

除去対象範囲　(○)図示　・
着工前の試験施工　(○)行う　・行わない
除去工法（　剥離工法　）
除去した石綿含有建築用仕上塗材等の飛散防止
※密封処理　※湿潤化　・セメント固化
除去した石綿含有建築用仕上塗材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

8 リフラクトリーセラミックファイバーの処理

除去処理対象物　・
除去対象範囲　・図示　・
除去方法　・図示　・
処分　・埋立処分（安定型最終処分場）　・

⑨ その他

・近隣説明及び諸官庁への届出は受注者が行い、事前に監督員と協議をすること。

7 特殊な建設副産物の処理

1 施工調査

<7.1.3>

分析調査を行う特殊な建設副産物の種類	採取する部位・箇所数	備　考
	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	

2 回収及び処分

<7.3.1>

回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類	備　考
・ フロン（冷媒）	
・ 建材用断熱材フロン	
・ ハロン	
・ イオン化式感知器	
・ 六ふっ化硫黄（SF6）ガス	
・ ＰＦＯＳ（ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸））	
・ 特定化学物質（　　）	
・ その他の特殊な建設副産物（　　）	

回収又は処分
・機械設備図による
・

8 周辺建築物等調査

1 周辺建築物等調査（地盤変動影響調査算定要領による）

(調査)
第１条　建物等の調査は、事前調査と事後調査に区分して行うものとする。
２　事前調査及び事後調査にあたっては、原則として建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）の立会いのうえ行い、地盤変動影響調査等仕様書で定める様式に署名・押印を求めるものとする。
３　前項の調査は、情報通信技術その他の先端的な技術を活用して行うことができるものとする。
(事前調査における一般的事項)
第２条　事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物等の所有者ごとに次の事項について調査を行うものとする。
一　建物の敷地ごとに建物等（工作物については主たるもの）の敷地内の位置関係
二　建物等ごとに実測による間取り平面及び立面
三　建物等の所在及び地番並びに建築年月日並びに所有者の氏名及び住所
四　その他第６条の調査書及び図面の作成に必要な事項
２　前項第三号の所有者の氏名及び住所が現地調査において確認できないときは、必要に応じて登記事項証明書を請求する等の方法により調査を行うものとする。
(事前調査における損傷調査)
第３条　前条の一般的事項の調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。
一　基礎
二　軸部
三　開口部
四　床
五　天井
六　内壁
七　外壁
八　屋根
九　水回り
十　外構
２　基礎についての調査は、次により行うものとする。
一　建物の全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物基礎の四方向を水準測量で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。
二　コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、建物の外周について、亀裂等の発生箇所及び状況（最大幅及び長さ）を計測する。
三　基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。
四　計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
３　軸部（柱及び敷居）についての調査は、次により行うものとする。
一　原則として、すべての傾斜の程度を傾斜計で計測する。
二　柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床(敷居)から１メートルの高さの点とする。
三　敷居の傾斜の計測位置は、柱から１メートル離れた点とする。
四　計測の単位は、ミリメートルとする。
４　開口部（建具等）についての調査は、次により行うものとする。
一　原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、不良箇所すべてを計測する。
二　計測箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間との最大値の点とする。
三　建具の開閉が滑らかに行えないもの若しくは不能なもの又は施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。
四　計測の単位はミリメートルとする。
５　床についての調査は、次により行うものとする。
一　えん甲板張り等の居室（畳敷の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。
二　床仕上げ材に亀裂、縁切れ、剥離又は破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。
三　束、大引又は根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。
四　計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。
６　天井に亀裂、縁切れ、雨漏り等のシミ等が発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。
７　内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
一　原則として、すべてのちり切れを計測する。
二　計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。
８　内壁に亀裂が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
一　原則として、全ての亀裂の計測（最大幅、長さ及び分岐点幅）をする。
二　計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
三　亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏り等のシミが生じているときは、その形状及び大きさの調査をする。
９　外壁に亀裂等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
一　四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から２か所程度を計測する。
二　計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。
１０　屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は破損等が発生しているときの調査は、当該建物の屋根伏図を作成し、次により行うものとする。
一　仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。
二　計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂等の幅についてはミリメートルとする。
１１　水回り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
一　浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張り等に亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときの調査は、全ての損傷について第８項に準じて行う。
二　給水、排水等の配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況等を調査する。
１２　外構（テラス、コンクリート叩き、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときの調査は、前１１項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。

(写真撮影)
第４条　前２条に規定する事前調査に当たっては、改ざん（修正、書き込み、削除等）の防止措置を講じたうえで写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。
２　第２条の一般的事項の調査においては、損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影するものとする。
一　四方からの外部及び屋根
二　各室
３　前条の損傷調査において計測する箇所は、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影するものとする。
一　調査番号、建物番号及び建物等所有者の氏名
二　損傷名及び損傷の程度（計測）
三　撮影年月日、写真番号及び撮影対象箇所
(事後調査における損傷調査)
第５条　事前調査を行った損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷については、その状態及び程度を前３条（第１０条第２項を除く。）の定めるところにより調査するものとする。
２　第３条の事前調査の調査区域外であって、事後調査の対象となったものについては、同条の事前調査における一般的事項に準じた調査を行った上で損傷箇所を調査するものとする。
(事前調査書等の作成)
第６条　事前調査を行ったときは、次の調査書及び図面を作成するものとする。
一　調査区域位置図
二　調査区域平面図
三　建物等調査一覧表
四　建物等調査図（平面図・立面図等）
五　建物等調査書
六　損傷調査書
七　写真台帳
(事前調査書及び図面)
第７条　前条の調査書及び図面は、次により作成するものとする。
一　調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。
二　調査区域平面図は、調査区域内の建物等の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。
イ　調査を実施した建物等については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号（同一所有者が２棟以上の建物を所有している場合）を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。
ロ　縮尺は、500分の1又は、1,000分の1程度とする。
三　建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物について調査番号、建物番号の順に建物の所在地、所有者及び建物の概要等必要な事項を記入する。また、工作物に損傷があった場合には、建物に準じて記入する。
四　建物の建物等調査図（平面図、立面図等）は、第２条及び第３条の事前調査の結果を基に建物ごとに次により作成するものとする。
イ　建物等平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積及び各階別の面積並びにこれらの計算式を記入する。
ロ　建物等立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。
ハ　その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認めたものについては、スケッチによる調査図を作成する。
五　工作物の建物等調査図（平面図、立面図等）は、損傷の状況及び程度により前号に準じて作成する。
六　損傷調査書は、第２条及び第３条の事前調査の結果に基づき、建物等ごとに建物等の所在地、所有者名、各室の名称、各部仕上材、写真番号及び損傷の状況等を記載して作成するものとする。なお、写真番号については、次号の写真番号と合わせるものとし、損傷の状況については、事前調査欄に損傷の状況（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。
七　写真台帳は、写真番号、撮影対象箇所及び損傷名を記載し、整理するものとする。
(事後調査書等の作成)
第８条　事後調査を行ったときは、第６条の調査書及び図面を基に損傷箇所の変化及び新たに発生した損傷について、事前調査までの成果を基に、第６条第一号及び第二号については異同を明示し、同条第三号から第七号までについては事前調査成果を転記し、前条に準じて第６条各号の調査書及び図面を作成するものとする。

2 調査対象範囲

対象エリア及び建物リスト等　※図示による（　　）　・

※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う
※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。

3 個人情報の保護

この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

9 その他

① 解体工事全般

(○)基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること。
(○)大型レッカーを使用する場合は、必要な地耐力が得られるよう必要な養生を行うこと。
(○)工事中に破損した存置構造物、境界標等は必ず現状復旧すること。

記事

工事名称	設計年月
飯能第一小学校校舎南棟等解体工事	令和8年5月

図面名称	縮尺	図面番号
特記仕様書（解体その2）	S=1: - (A1) S=1: - (A3)	A - 02

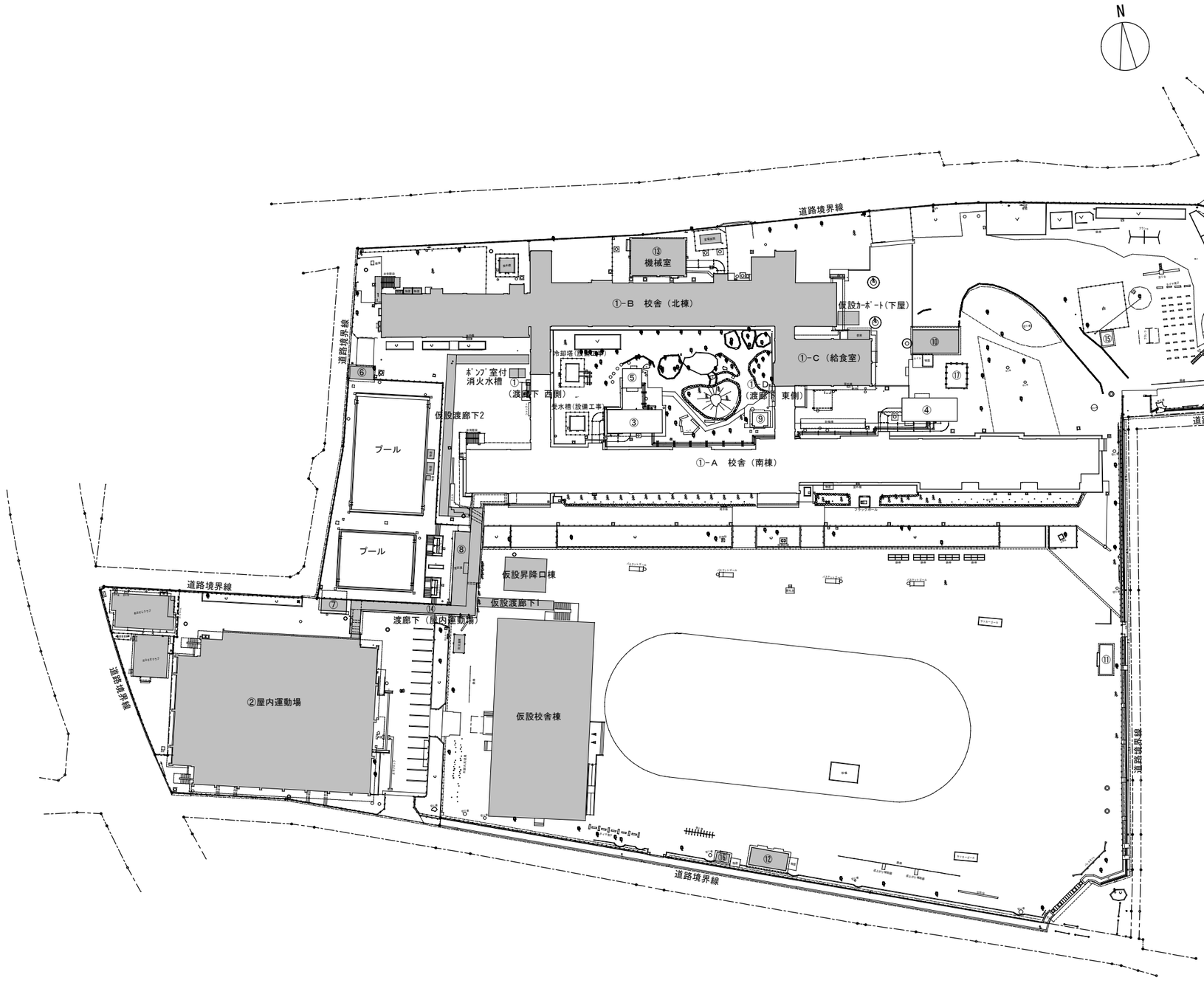

配置図　S=1:500

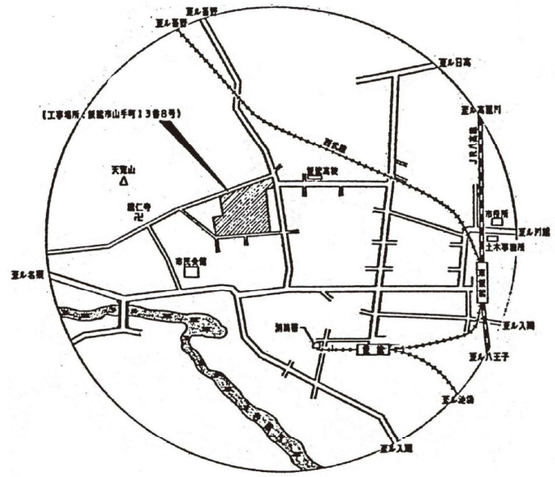

案内図

建物面積表（㎡）						
番号	用途	構造	階数	建築面積	延べ面積	備考
①	校舎	ＲＣ造	3	2,858.96	8,188.67	
①－Ａ	校舎（南棟）	（ＲＣ造）	(3)	(1,423.16)	(4,246.50)	
①－Ｂ	校舎（北棟）	（ＲＣ造）	(3)	(1,053.42)	(3,204.65)	
①－Ｃ	給食室	（ＲＣ造）	(1)	(　170.00)	(　170.00)	
①－Ｄ	渡廊下（東側）	（ＲＣ造）	(3)	(　102.77)	(　348.31)	一部解体
①－Ｅ	渡廊下（西側）	（ＲＣ造）	(2)	(　109.60)	(　219.20)	一部解体
②	屋内運動場	Ｓ造	2	1,534.59	1,786.52	
③	機械室－１	ＲＣ造	1	60.00	60.00	
④	機械室－２	ＲＣ造	1	60.00	60.00	
⑤	ボイラー室	ＣＢ造	1	16.00	16.00	
⑥	プール機械室	ＣＢ造	1	12.87	12.87	
⑦	屋外トイレ	ＣＢ造	1	13.89	13.89	
⑧	プール更衣室	ＣＢ造	1	51.21	51.21	
⑨	焼窯庫	Ｗ造	1	9.25	9.25	
⑩	倉庫	ＣＢ＋軽量Ｓ造	1	50.00	50.00	
⑪	体育器具庫－１	Ｗ造	1	23.15	23.15	
⑫	体育器具庫－２	Ｗ造	1	29.77	29.77	
⑬	機械室	ＲＣ造	1	96.00	96.00	
⑭	渡廊下（屋内運動場）	軽量Ｓ造	1	－	－	一部解体
⑮	飼育小屋	軽量Ｓ造	1	7.48	7.48	
⑯	石灰小屋	Ｗ造	1	5.67	5.67	
⑰	腐葉土置場	ＣＢ造	1	－	－	

敷地面積　28,776.00㎡	（建物敷地：17,389.00㎡　運動場用地：11,387.00㎡）

凡例
：本工事対象外建物を示す。

記事	工事名称	設計年月
	飯能第一小学校校舎南棟等解体工事	令和8年5月
	図面名称：配置図・案内図	縮尺：S=1: 500(A1) S=1:1000(A3)
		図面番号：A － 03

建物名		巾木	壁	柱型	屋根	建具	備考
南校舎	南面	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引　H=600	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃt25　吹付ﾀｲﾙ	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引　吹付ﾀｲﾙ	ｱｽﾌｧﾙﾄ防水ｽﾗﾌﾞ勾配　均しﾓﾙﾀﾙt20 ｱｽﾌｧﾙﾄ3層t10A-2　ｼﾝﾀﾞｰｺﾝｸﾘｰﾄt60（一部塗膜防水） ｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝ目地切ｴｽｽﾗｲﾄt24 ｱｽﾌｧﾙﾄ充填防水ﾓﾙﾀﾙt30目地切立上りﾚﾝｶﾞ押えﾓﾙﾀﾙ塗	ｱﾙﾐ製	丸ｶﾝ（SUS製）　φ19　径φ100　6ヶ所 丸ｶﾝ（ｽﾁｰﾙ製）φ19　径φ100　54ヶ所 ｽﾁｰﾙﾒｯｼｭﾌｪﾝｽ　支柱φ48 ﾌﾗｯｸﾞﾎﾟｰﾙ　3本（約7m、6m、5m）
	北面	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引　H=600	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃt25　吹付ﾀｲﾙ	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引　吹付ﾀｲﾙ			
	竪樋	塩ビ製 VP100, VP60	EXP.Jカバー	壁EXP.Jｶﾊﾞｰ：ｱﾙﾐ製、屋根EXP.Jｶﾊﾞｰ：縞鋼板製SOP			

階	室	床	巾木			壁		天井				備考
		仕上	仕上	塗装	高さ	仕上	柱型	仕上	天井下地	塗装	天井高	
1階	保健室	ﾌﾞﾅﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸt18	木製	SOP	100	腰壁:合板目透し貼t5.5 SOP／壁:合板目透し貼t5.5 SOP 下り壁:ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板貼t9 その他の壁:合板目透し貼t5.5 SOP	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾌｪﾙﾄt25の上 穿孔ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5	木製	EP	3,000	洗濯機ﾊﾟﾝ、洗面台、担架入れ、流し、吊戸棚、ｼｬﾜｰﾊﾟﾝ ※ A-27 保健室平面詳細図、A-41 家具詳細図（2）参照
	昇降口1	人造石研出し目地切（目地棒入） （ｱｽﾍﾞｽﾄ含有：ﾚﾍﾞﾙ3）	人工石研出し	―	100	保健室側腰壁:ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃEP H=1,200／壁:しな合板t5.5 CL その他の腰壁:ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃVP H=1,200／壁:ﾌﾟﾗｽﾀｰ塗	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾌｪﾙﾄt25の上 穿孔ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5	LGS	EP	2,700 （一部2,800）	下足入れ ※ A-28 昇降口平面詳細図参照
	多機能便所 男子便所 女子便所	ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ貼	―	―	―	腰壁:磁器質ﾀｲﾙ100角貼 H=1,400 壁:ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃEP（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有：ﾚﾍﾞﾙ3）	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	耐水合板貼t5.5	LGS	EP	2,500	
	スタジオ	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ貼	木製	SOP	100	壁:穿孔合板貼t5.5 SOP	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5の上 ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板t9	LGS	―	2,450	
	放送室	ﾌﾞﾅﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸt18 （ｵｲﾙｽﾃｲﾝﾏｰﾌﾞﾙﾗｯｸ）	木製	SOP	100	壁:穿孔合板貼t5.5 SOP	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5 ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板t9	LGS	―	3,000	
	職員室	ﾌﾞﾅﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸt18 （ｵｲﾙｽﾃｲﾝﾏｰﾌﾞﾙﾗｯｸ）	木製	SOP	100	腰壁:合板目透し貼t5.5 SOP／廊下側壁:合板貼t5.5 SOP 下り壁:ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板貼t9 その他の壁:合板目透し貼t5.5 SOP	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾌｪﾙﾄt25の上 穿孔ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5	木製	EP	3,000	窓下戸棚、戸棚 ※ A-24 職員室・ｽﾀｼﾞｵ・放送室平面詳細図参照 A-42 家具詳細図（1）参照
	校長室	ﾌﾞﾅﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸt18 （ｵｲﾙｽﾃｲﾝﾏｰﾌﾞﾙﾗｯｸ）	木製	SOP	100	廊下側壁:合板目透し貼t5.5 SOP／下り壁:ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板貼t9 その他の壁:合板目透し貼t5.5 SOP	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾌｪﾙﾄt25の上 穿孔ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5	木製	EP	3,000	窓下戸棚、戸棚 ※ A-25 校長室・事務室平面詳細図参照 A-42 家具詳細図（1）参照
	事務室	ﾌﾞﾅﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸt18 （ｵｲﾙｽﾃｲﾝﾏｰﾌﾞﾙﾗｯｸ）	木製	SOP	100	玄関側壁:合板目透し貼t5.5 SOP／下り壁:ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板貼t9 その他の壁:合板目透し貼t5.5 SOP	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾌｪﾙﾄt25の上 穿孔ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5	木製	EP	3,000	
	玄関	人造石研出し目地切（目地棒入） （ｱｽﾍﾞｽﾄ含有：ﾚﾍﾞﾙ3）	人工石研出し	―	100	事務室側腰壁:ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃEP H=1,200（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有：ﾚﾍﾞﾙ3） 壁:しな合板t5.5 CL その他の腰壁:ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃVP H=1,200／壁:ﾌﾟﾗｽﾀｰ塗	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	穿孔ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5	LGS	EP	3,000	下駄箱 ※ A-19 玄関平面詳細図参照
	用務員室	ﾋﾞﾆｰﾙ系ｼｰﾄt2.0 畳敷き	木製	SOP	100	廊下側壁:合板目透し貼t5.5 SOP／下り壁:ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板貼t9 腰壁:一部100角ﾀｲﾙ H=1,200／その他の壁:ﾍﾞﾆﾔt6一部ﾌﾟﾗｽﾀｰ塗 和室壁:合板貼t5.5の上ｸﾛｽ貼	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5の上 ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板t9	木製	―	3,000	流し台 2900W×550D×800H ※ A-18 更衣室・用務員室平面詳細図参照
	更衣室	ﾋﾞﾆｰﾙ系ｼｰﾄt2.0 畳敷き	木製	SOP	100	廊下側壁:合板目透し貼t5.5 SOP／下り壁:ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板貼t9 腰壁:一部100角ﾀｲﾙ H=1,200／その他の壁:ﾍﾞﾆﾔt6一部ﾌﾟﾗｽﾀｰ塗 和室壁:合板貼t5.5の上ｸﾛｽ貼	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾌｪﾙﾄt25の上 穿孔ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5	木製	OP	3,000	
	一般教室 （会議室）	ﾅﾗﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞｺﾞｯｸｱ18 ｳﾚﾀﾝ仕上	木製	SOP	100	腰壁:合板目透し貼t5.5 SOP／廊下側壁:合板貼t5.5の上掲示用ｸﾛｽ貼 下り壁:ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板貼t9 その他の壁:合板目透し貼t5.5 SOP／有孔合板目透し貼t5.5 SOP	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾌｪﾙﾄt25の上 穿孔ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5	木製	OP	3,000	教員用戸棚、木製棚、黒板、掲示板、生徒用ﾛｯｶｰ ※ A-22 一般教室（会議室）平面詳細図参照
	印刷室	ﾅﾗﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞｺﾞｯｸｱ18 ｳﾚﾀﾝ仕上	木製／ﾓﾙﾀﾙ	SOP	100	壁:合板目透し貼t5.5 SOP／下り壁:ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板貼t9	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾌｪﾙﾄt25の上 穿孔ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5	木製	OP	3,000	ｽﾁｰﾙﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ 6900×3600×2400H（ﾊﾟﾈﾙ高さ） ※ A-20 家庭科室平面詳細図参照
	家庭科室	ﾅﾗﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞｺﾞｯｸｱ18 ｳﾚﾀﾝ仕上	木製／ﾓﾙﾀﾙ	SOP	100	腰壁:合板目透し貼t5.5 SOP／廊下側壁:合板目透し貼t5.5 SOP 下り壁:ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板貼t9 その他の壁:合板目透し貼t5.5 SOP	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾌｪﾙﾄt25の上 穿孔ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5	木製	OP	3,000	陳列棚、ｱｲﾛﾝ台、食器戸棚 ※ A-20 家庭科室平面詳細図、A-41 家具詳細図（2）参照

記事	業務名称	工事名称	設計年月
		飯能第一小学校校舎南棟等解体工事	令和8年5月
		図面名称：仕上表（1）	縮尺：S=1：－（A1） S=1：－（A3）
			図面番号：A － 04

階	室	床	巾木			壁		天井				備考
		仕上	仕上	塗装	高さ	仕上	柱型	仕上	天井下地	塗装	天井高	
1階	音楽室 音楽準備室	ﾅﾗﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞｺﾞｯｸｱ18 ｳﾚﾀﾝ仕上	木製	SOP	100	壁:合板目透し貼t5.5 SOP／有孔合板目透し貼t5.5 SOP 下り壁:有孔合板目透し貼t5.5 SOP	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾌｪﾙﾄt25の上 穿孔ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5	木製	OP	3,000	上下式ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ 音楽室:W3600×H1200 木製棚 音楽室:D400×W8800×H800 木製棚 音楽準備室:D400×W5600×H1100 〃 音楽準備室:D400×W6500×H1100
2階	一般教室 （2年多目的室）	ﾌﾞﾅﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸt18 （ｵｲﾙｽﾃｲﾝﾏｰﾌﾞﾙﾗｯｸ）	木製	SOP	100	腰壁:合板目透し貼t5.5 SOP／廊下側壁:合板貼t5.5の上掲示用ｸﾛｽ貼 下り壁:ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板貼t9 その他の壁:合板目透し貼t5.5 SOP／有孔合板目透し貼t5.5 SOP	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾌｪﾙﾄt25の上 穿孔ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5	木製	OP	3,000	教員用戸棚、木製棚、黒板、掲示板、生徒用ﾛｯｶｰ、掃除用具入 ※ A-17 一般教室平面詳細図参照
	一般教室 （多目的室）	ﾅﾗﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞｺﾞｯｸｱ18 ｳﾚﾀﾝ仕上	木製	SOP	100	腰壁:合板目透し貼t5.5 SOP／廊下側壁:合板貼t5.5の上掲示用ｸﾛｽ貼 下り壁:ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板貼t9 その他の壁:合板目透し貼t5.5 SOP	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5の上 ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板t9	LGS	―	3,000	ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰｽｸﾘｰﾝ 教員用戸棚、木製棚、黒板、掲示板 ※ A-23 多目的教室平面詳細図参照
	一般教室 （教科書センター）	ﾅﾗﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞｺﾞｯｸｱ18 ｳﾚﾀﾝ仕上	木製	SOP	100	壁:合板目透し貼t5.5 SOP／有孔合板目透し貼t5.5 SOP 下り壁:有孔合板目透し貼t5.5 SOP	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5の上 ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板t9	LGS	―	3,000	上下式黒板 W3600×H2000、背面黒板 W3600×H1200、 生徒用ﾛｯｶｰ W5000×D450×H800
	第2理科室 第2理科準備室	ﾅﾗﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞｺﾞｯｸｱ18 ｳﾚﾀﾝ仕上	木製／ﾓﾙﾀﾙ	OP	100	腰壁:合板目透し貼t5.5 SOP／廊下側壁:合板貼t5.5の上掲示用ｸﾛｽ貼 下り壁:ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板貼t9 その他の壁:合板目透し貼t5.5 SOP	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾌｪﾙﾄt25の上 穿孔ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5	木製	OP	3,000	観察台、掃除具入 ※ A-21 第2理科室平面詳細図、A-41 家具詳細図（2）参照
	第1理科室 第1理科準備室	ﾅﾗﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞｺﾞｯｸｱ18 ｳﾚﾀﾝ仕上	木製／ﾓﾙﾀﾙ	OP	100	壁:合板目透し貼t5.5 SOP／有孔合板目透し貼t5.5 SOP 下り壁:有孔合板目透し貼t5.5 SOP	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾌｪﾙﾄt25の上 穿孔ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5	木製	OP	3,000	観察台、掃除具入 ※ A-21 第2理科室平面詳細図、A-41 家具詳細図（2）参照
	一般教室	ﾌﾞﾅﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸt18 （ｵｲﾙｽﾃｲﾝﾏｰﾌﾞﾙﾗｯｸ）	木製	SOP	100	腰壁:合板目透し貼t5.5 SOP／廊下側壁:合板貼t5.5の上掲示用ｸﾛｽ貼 下り壁:ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板貼t9 その他の壁:合板目透し貼t5.5 SOP／有孔合板目透し貼t5.5 SOP	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾌｪﾙﾄt25の上 穿孔ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5	木製	OP	3,000	教員用戸棚、木製棚、黒板、掲示板、生徒用ﾛｯｶｰ、掃除用具入 ※ A-17 一般教室平面詳細図参照
	男子便所 女子便所	ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ貼	―	―	―	腰壁:磁器質ﾀｲﾙ100角貼 H=1,400 壁:ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃEP（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有：ﾚﾍﾞﾙ3）	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	耐水合板貼t5.5	LGS	EP	2,500	
3階	コンピューター室	ﾌﾞﾅﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸt18 （ｵｲﾙｽﾃｲﾝﾏｰﾌﾞﾙﾗｯｸ）	木製	SOP	100	壁:合板目透し貼t5.5 SOP／有孔合板目透し貼t5.5 SOP 下り壁:有孔合板目透し貼t5.5 SOP	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾌｪﾙﾄt25の上 穿孔ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5	木製	OP	3,000	ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ W6500×H1200 黒板、掲示板、生徒用ﾛｯｶｰ ※ A-17 一般教室平面詳細図参照
	図書室 図書準備室	ﾌﾞﾅﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸt18 （ｵｲﾙｽﾃｲﾝﾏｰﾌﾞﾙﾗｯｸ）	木製	SOP	100	壁:合板目透し貼t5.5 SOP／有孔合板目透し貼t5.5 SOP 下り壁:有孔合板目透し貼t5.5 SOP	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾌｪﾙﾄt25の上 穿孔ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5	木製	OP	3,000	黒板 W3600×H1200
	図工室 図工準備室	ﾌﾞﾅﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸt18 （ｵｲﾙｽﾃｲﾝﾏｰﾌﾞﾙﾗｯｸ）	木製／ﾓﾙﾀﾙ	SOP	100	壁:合板目透し貼t5.5 SOP／有孔合板目透し貼t5.5 SOP 下り壁:有孔合板目透し貼t5.5 SOP	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾌｪﾙﾄt25の上 穿孔ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5	木製	OP	3,000	教員用戸棚、木製棚、黒板、掲示板、人研ぎ流し 画材用ﾛｯｶｰ W6500×D450×H800、木製棚 W1800×D450×H800 2ヶ所 ※ A-17 一般教室平面詳細図参照 A-20 家庭科室窓側人研ぎ流し参照
	一般教室	ﾌﾞﾅﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸt18 （ｵｲﾙｽﾃｲﾝﾏｰﾌﾞﾙﾗｯｸ）	木製	SOP	100	腰壁:合板目透し貼t5.5 SOP／廊下側壁:合板貼t5.5の上掲示用ｸﾛｽ貼 下り壁:ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板貼t9 その他の壁:合板目透し貼t5.5 SOP／有孔合板目透し貼t5.5 SOP	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾌｪﾙﾄt25の上 穿孔ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5	木製	OP	3,000	教員用戸棚、木製棚、黒板、掲示板、生徒用ﾛｯｶｰ、掃除用具入 ※ A-17 一般教室平面詳細図参照
	男子便所 女子便所	ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ貼	―	―	―	腰壁:磁器質ﾀｲﾙ100角貼 H=1,400 壁:ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃEP（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有：ﾚﾍﾞﾙ3）	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	耐水合板貼t5.5	LGS	EP	2,500	
共通	廊下	ﾋﾞﾆｰﾙ系ｼｰﾄt2.0	木製	SOP	100	(D通り)腰壁:合板目透し貼t5.5 SOP 腰上:しな合板t5.5 CL その他:ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃEP（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有：ﾚﾍﾞﾙ3）	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	穿孔ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ貼t9.5	LGS	EP	2,450	
	階段室（中央・西側）	ﾋﾞﾆｰﾙ系ｼｰﾄt2.0	人工石研出し	―	100	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃEP（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有：ﾚﾍﾞﾙ3） 腰壁:ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃVP H=1,200／壁:ﾌﾟﾗｽﾀｰ塗	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾌﾟﾗｽﾀｰ塗	LGS	EP	―	鏡 W910×H1200 手摺:ｼｵｼﾞ 130×70×5.5CL 手摺子:角ﾊﾟｲﾌﾟ 25×25×1.60P
	階段室（東側）	ﾋﾞﾆｰﾙ系ﾀｲﾙ （ｱｽﾍﾞｽﾄ含有：ﾚﾍﾞﾙ3）	人工石研出し	―	100	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃEP（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有：ﾚﾍﾞﾙ3） 腰壁:ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃVP H=1,200／壁:ﾌﾟﾗｽﾀｰ塗	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有:ﾚﾍﾞﾙ3)	ﾌﾟﾗｽﾀｰ塗	LGS	EP	―	手摺:ｼｵｼﾞ 130×70×5.5CL 手摺子:角ﾊﾟｲﾌﾟ 25×25×1.60P

記事	工事名称	飯能第一小学校校舎南棟等解体工事	設計年月 令和8年5月
	図面名称	仕上表（2）	縮尺 S=1：－（A1） S=1：－（A3）
	図面番号	A － 05	

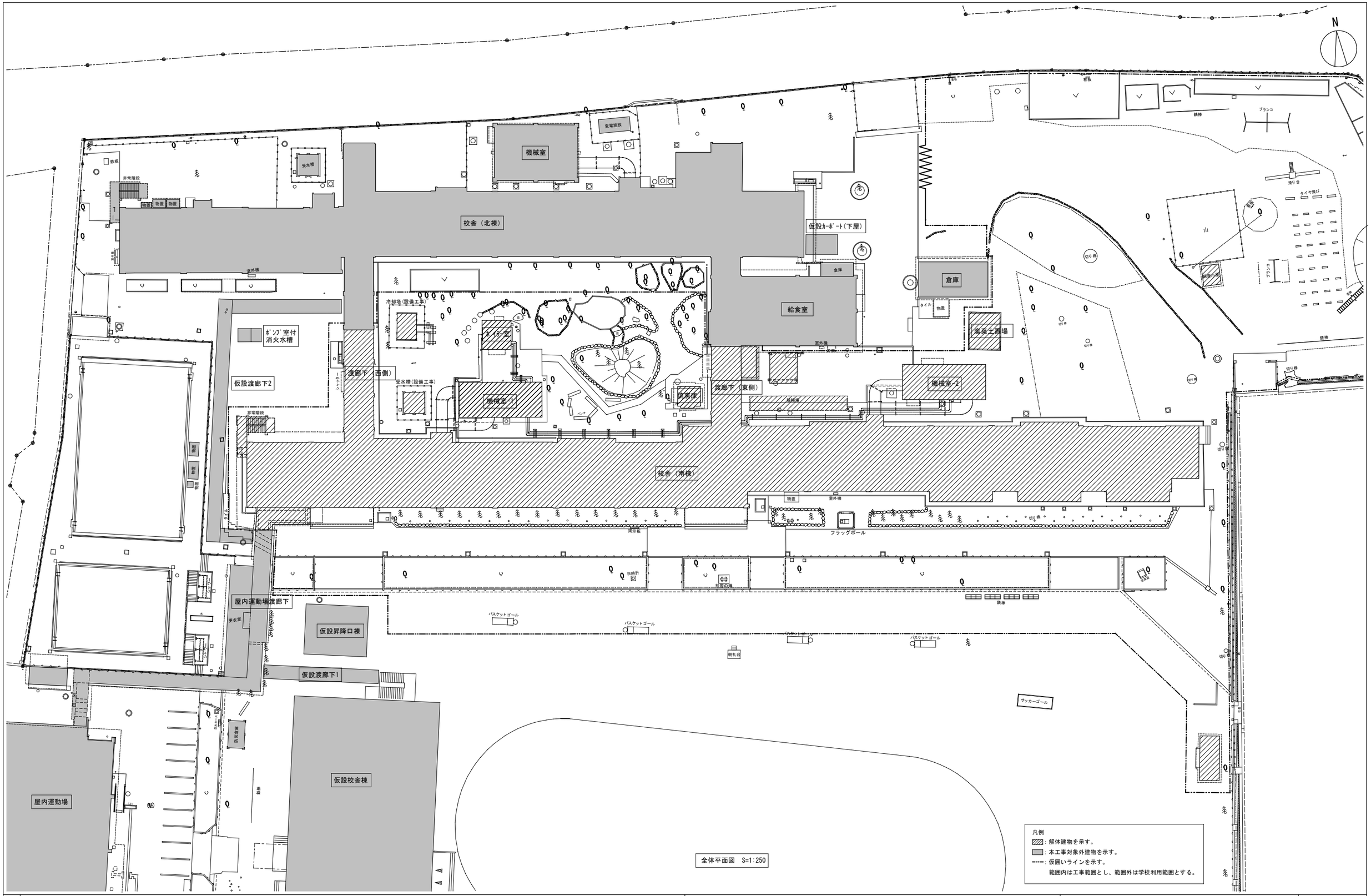

全体平面図　S=1:250

記事	工事名称：飯能第一小学校校舎南棟等解体工事		設計年月：令和8年5月
	図面名称：全体平面図	縮尺：S=1:250(A1)　S=1:500(A3)	図面番号：A － 06

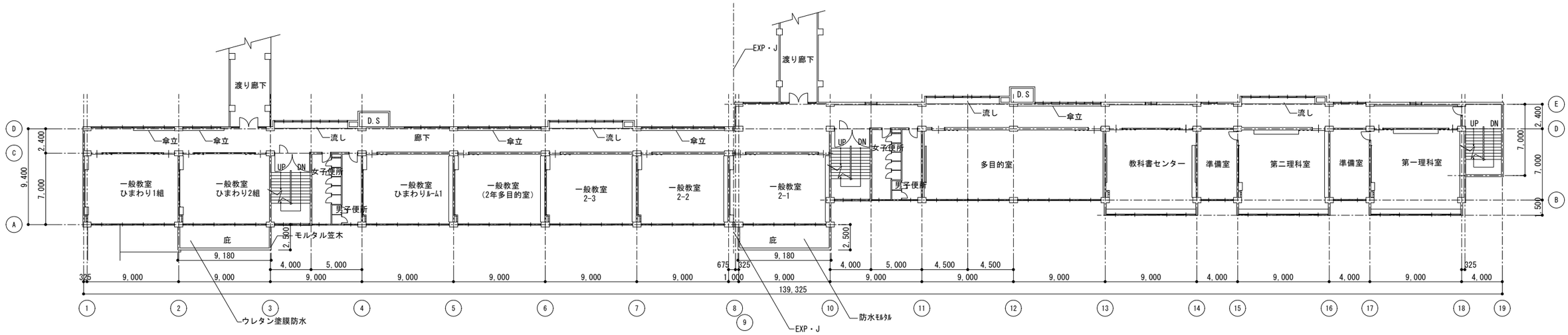

2階平面図　S=1:200

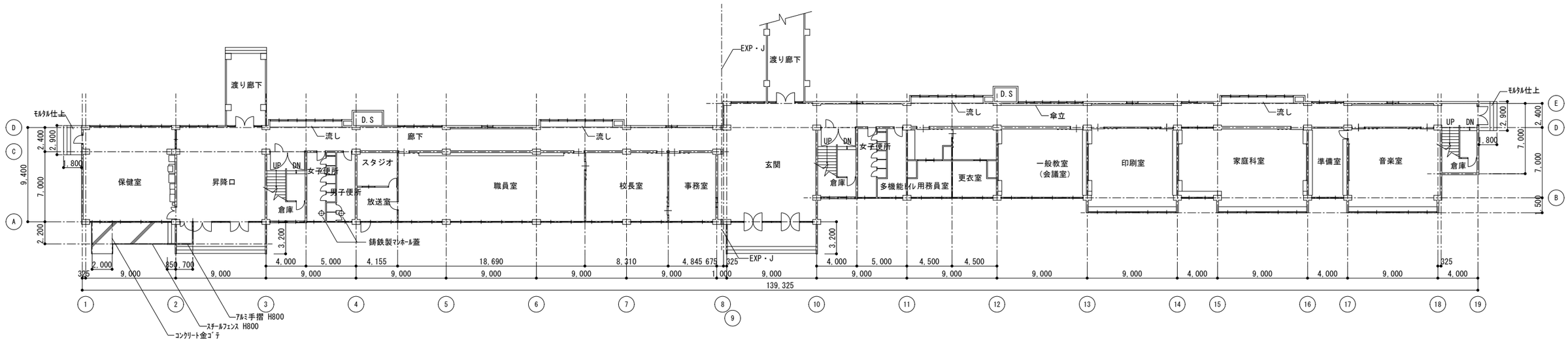

1階平面図　S=1:200

工事名称	飯能第一小学校校舎南棟等解体工事		設計年月 令和8年5月
図面名称	1階・2階平面図	縮尺 S=1:200(A1) S=1:400(A3)	図面番号 A - 07

記事

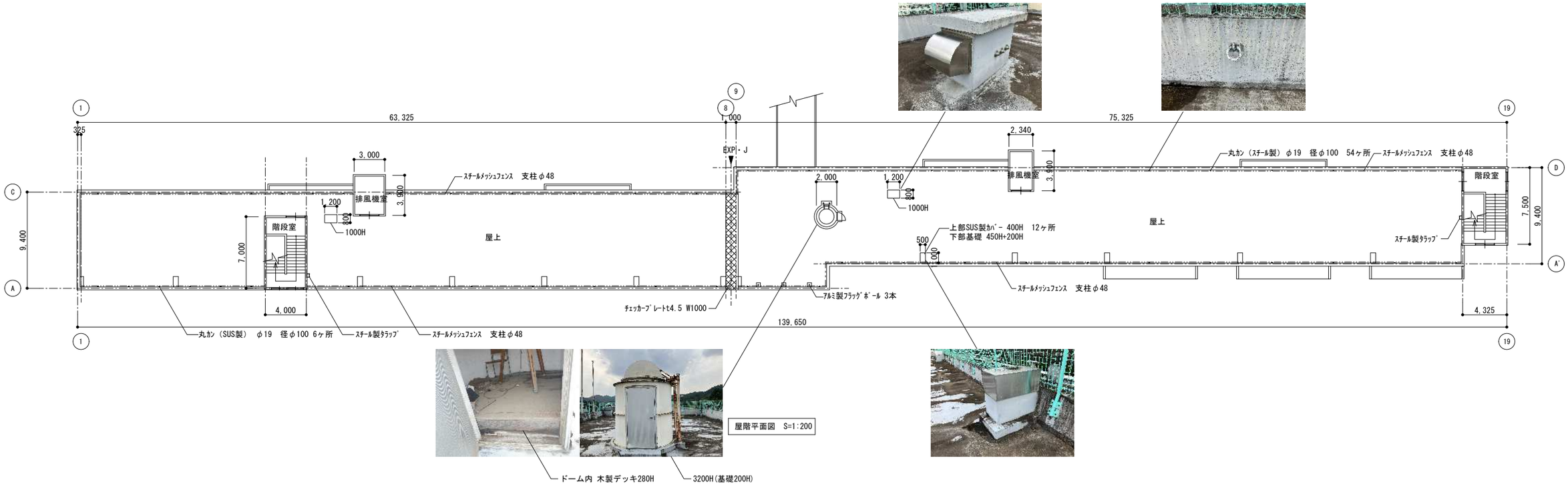

ドーム内 木製デッキ280H

3200H(基礎200H)

屋階平面図　S=1:200

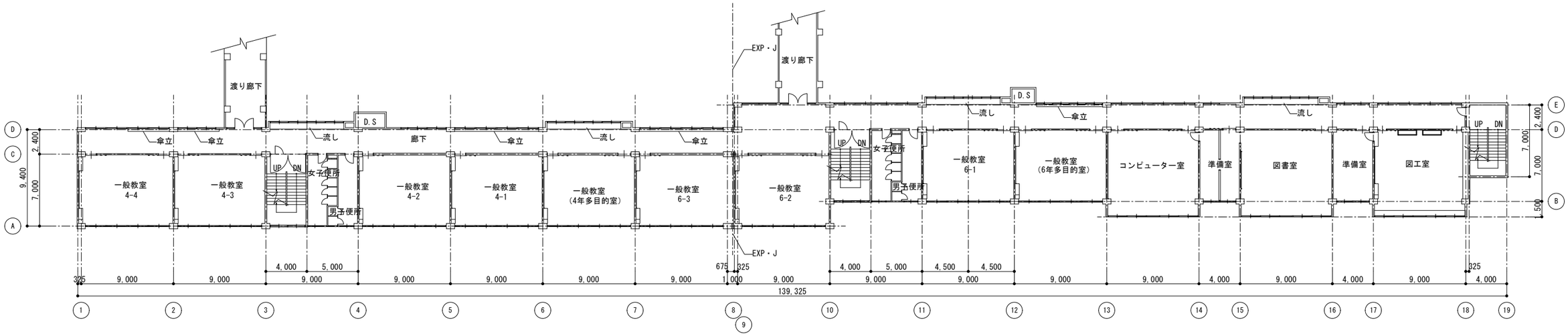

3階平面図　S=1:200

工事名称	飯能第一小学校校舎南棟等解体工事		設計年月 令和8年5月
図面名称	3階・屋階平面図	縮尺 S=1:200(A1) S=1:400(A3)	図面番号 A - 08

記事

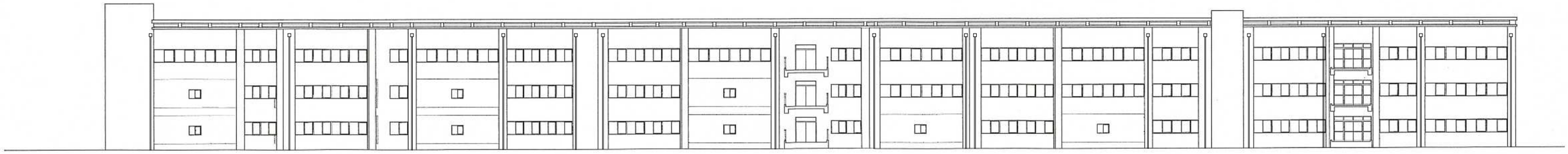

北側立面図　S=1:200

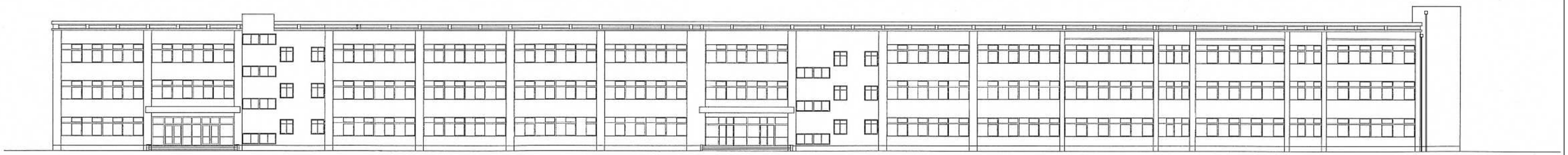

南側立面図　S=1:200

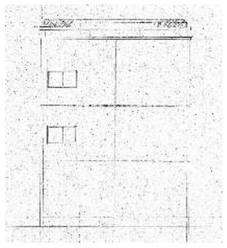

西側立面図　S=1:200

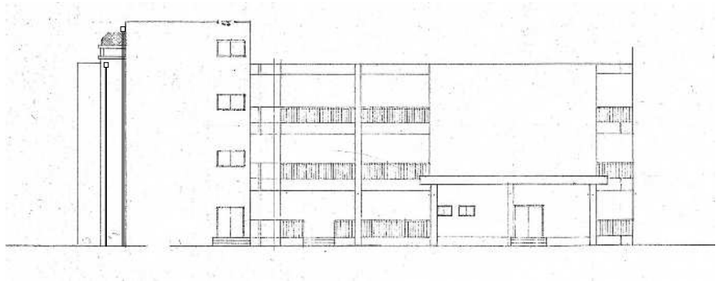

東側立面図　S=1:200

記事		工事名称 飯能第一小学校校舎南棟等解体工事			設計年月 令和8年5月
		図面名称 立面図	縮尺 S=1:200(A1) S=1:400(A3)		図面番号 A - 09

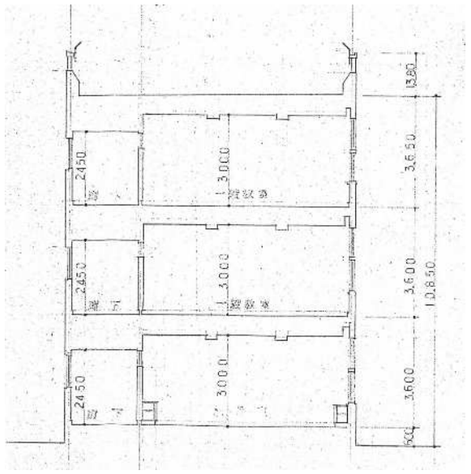

西側断面図　S=1:100

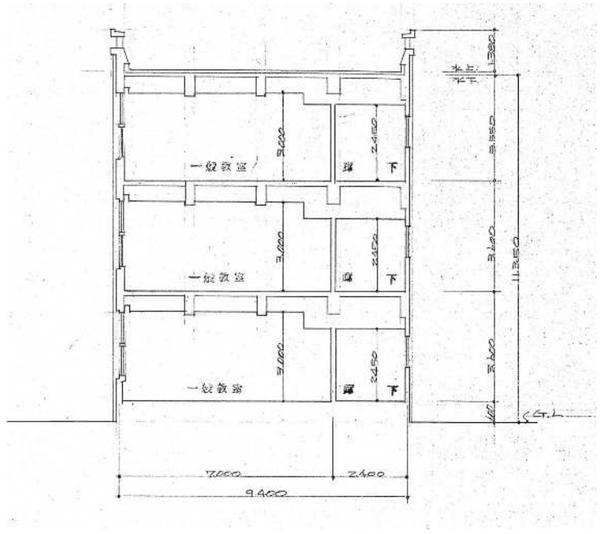

東側断面図　S=1:100

記事		工事名称 飯能第一小学校校舎南棟等解体工事			設計年月 令和8年5月
		図面名称 断面図	縮尺 S=1:100(A1) S=1:200(A3)		図面番号 A － 10

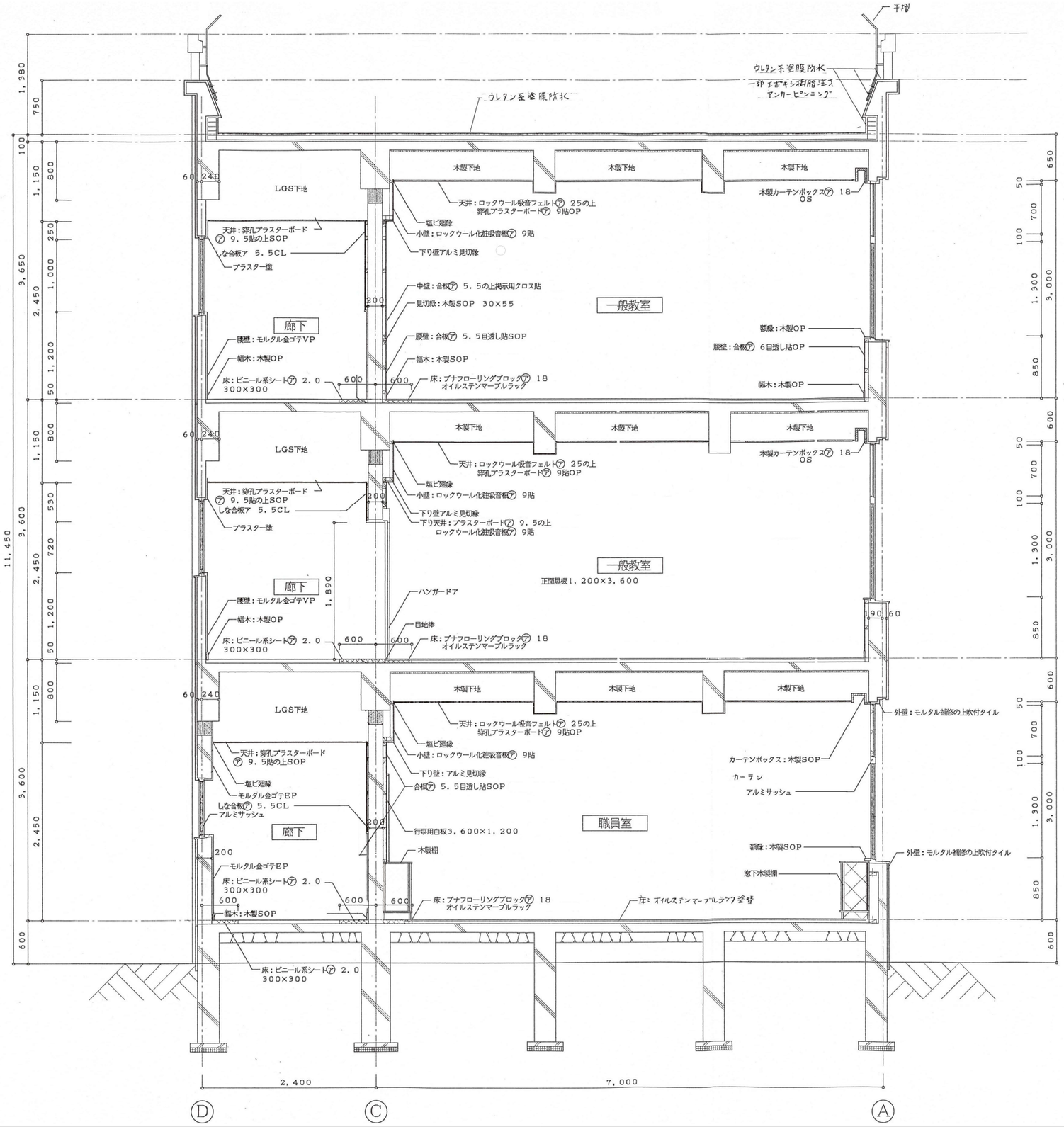

矩計図（1） S=1:30

記事	工事名称	設計年月
	飯能第一小学校校舎南棟等解体工事	令和8年5月
	図面名称：矩計図（1）	縮尺：S=1:30(A1) S=1:60(A3)
		図面番号：A－11

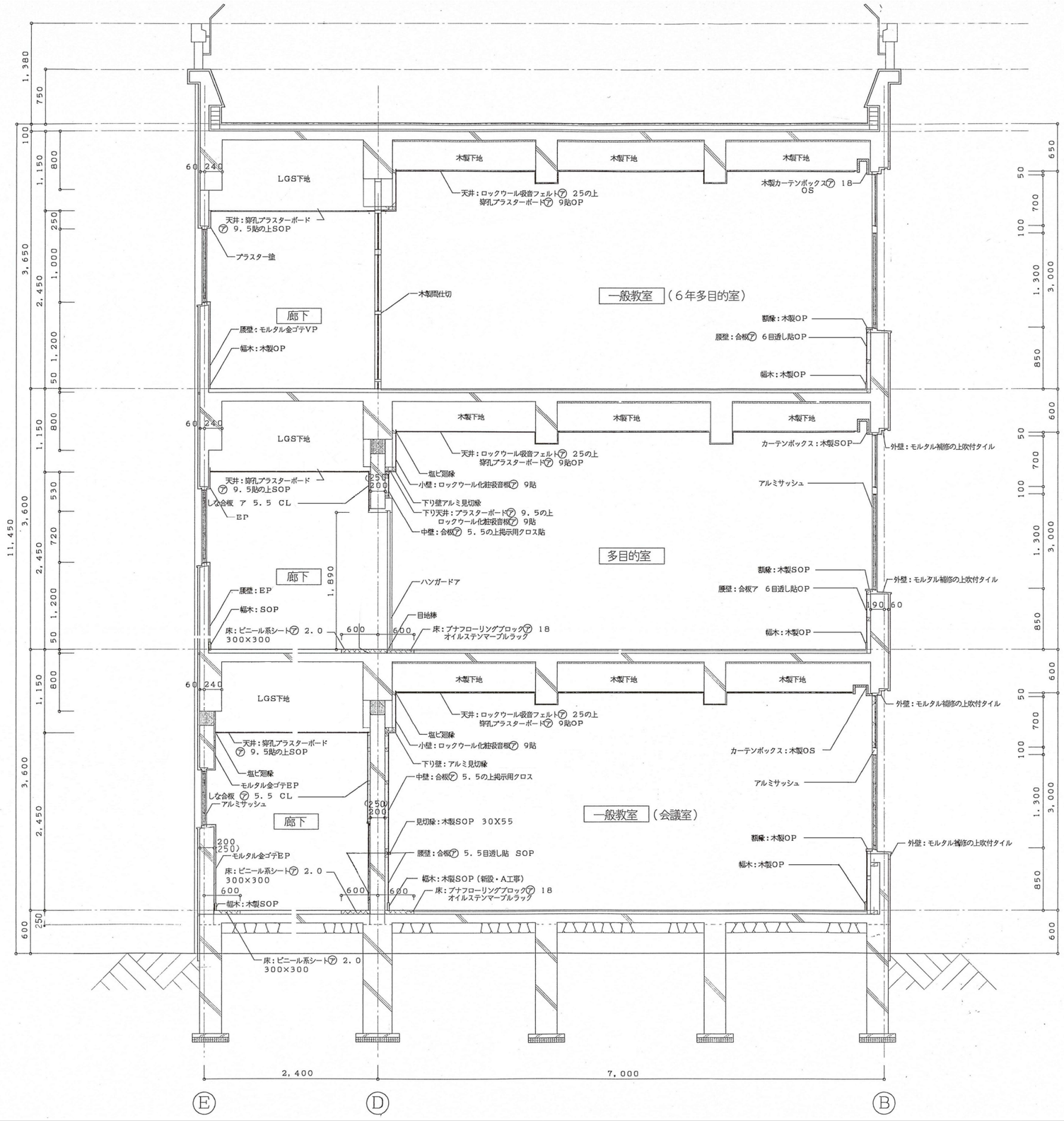

矩計図（2） S=1:30

記事		工事名称	設計年月
		飯能第一小学校校舎南棟等解体工事	令和8年5月
		図面名称：矩計図（2）	縮尺：S=1:30(A1) S=1:60(A3) / 図面番号：A－12

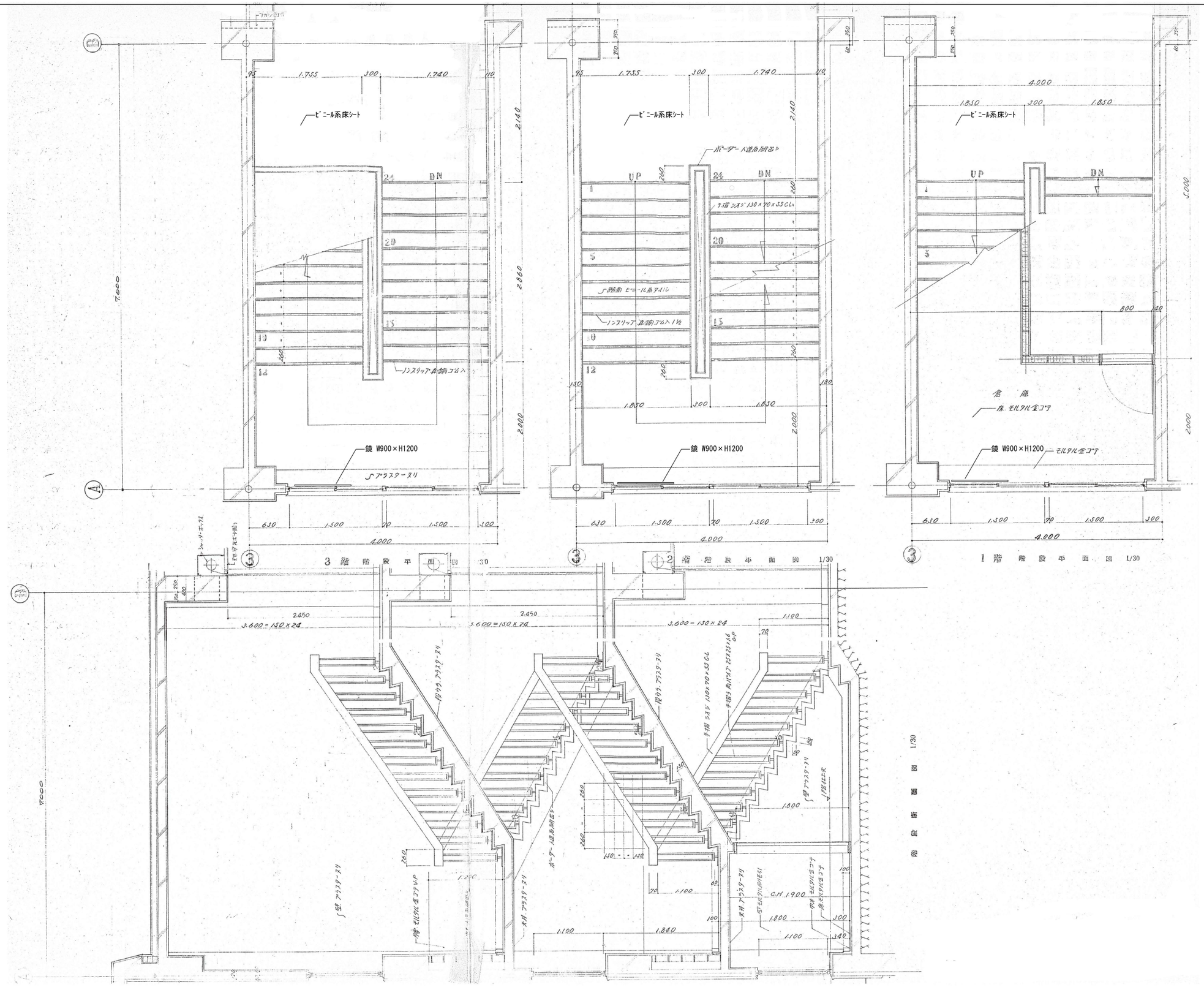

記事	工事名称	設計年月
	飯能第一小学校校舎南棟等解体工事	令和8年5月
	図面名称: 中央階段詳細図	縮尺: S=1:30(A1) S=1:60(A3)
		図面番号: A - 13

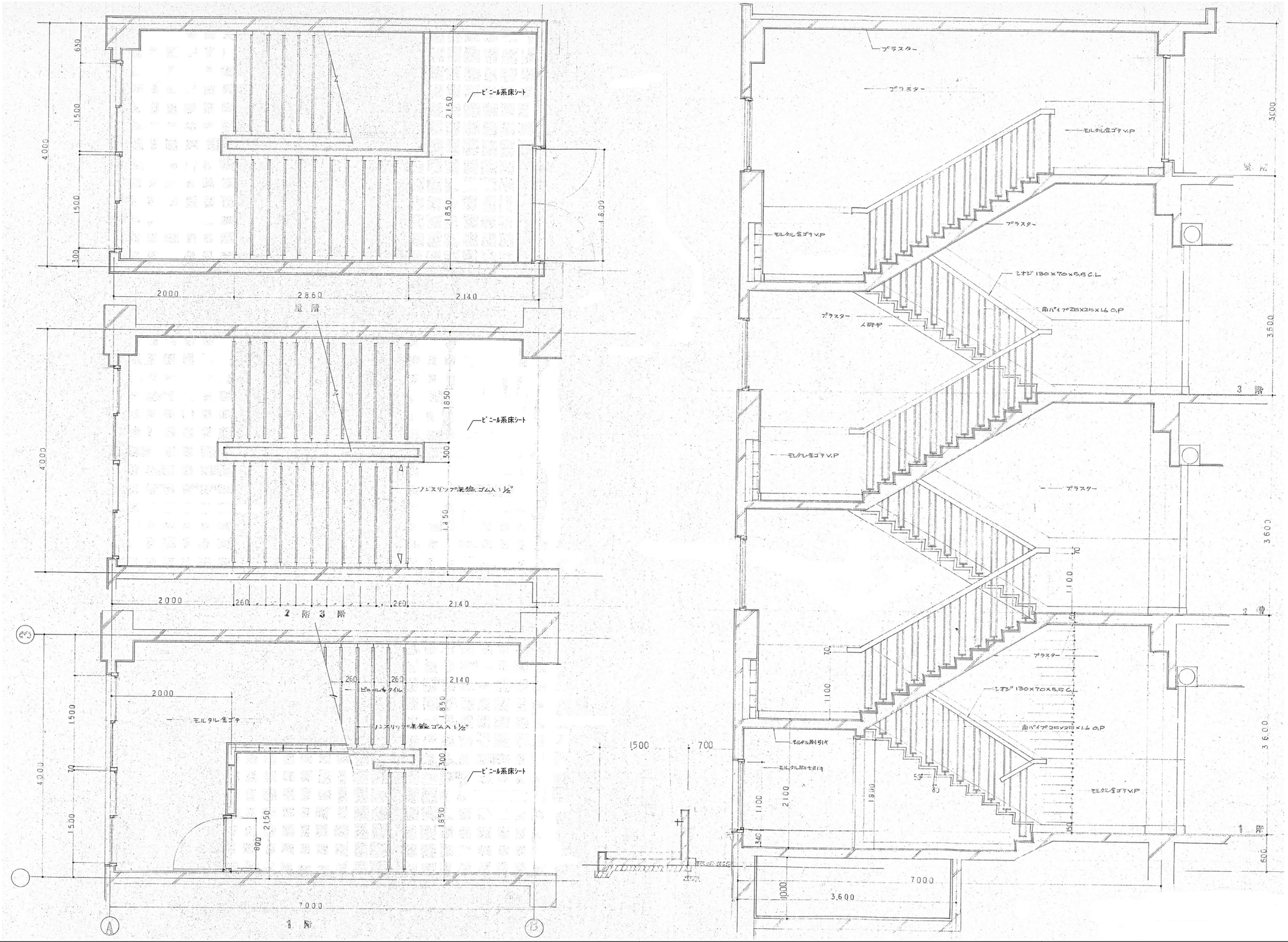

記事		工事名称 飯能第一小学校校舎南棟等解体工事			設計年月 令和8年5月
		図面名称 西側階段詳細図	縮尺 S=1:30(A1) S=1:60(A3)		図面番号 A - 14

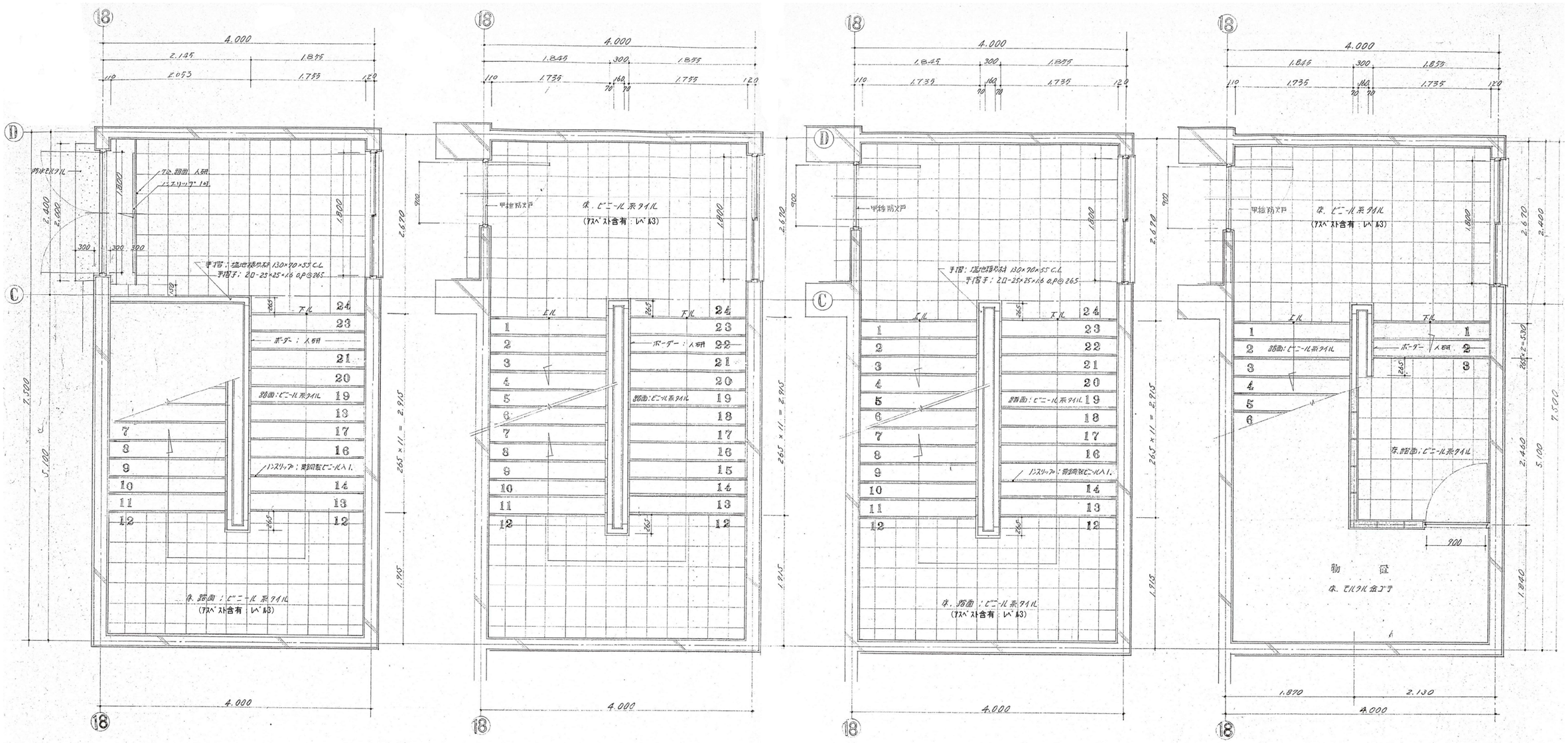

R 階平面図 1/30

3 階平面図 1/30

2 階平面図 1/30

1 階平面図 1/30

	階段
床	路面：ビニール系タイル
巾木	方辺：人造石研出
腰	モルタル金ゴテ H=1,200 VP
壁	プラスター
天井	プラスター
備考	手スリ：塩地積形材 ボーダー：0.25×25 ノンスリップ：黄銅製ビニール入1.0 ×16 OP

記事		工事名称：飯能第一小学校校舎南棟等解体工事	設計年月：令和8年5月
		図面名称：東側階段詳細図（1）	縮尺：S=1:30(A1) S=1:60(A3)
			図面番号：A－15

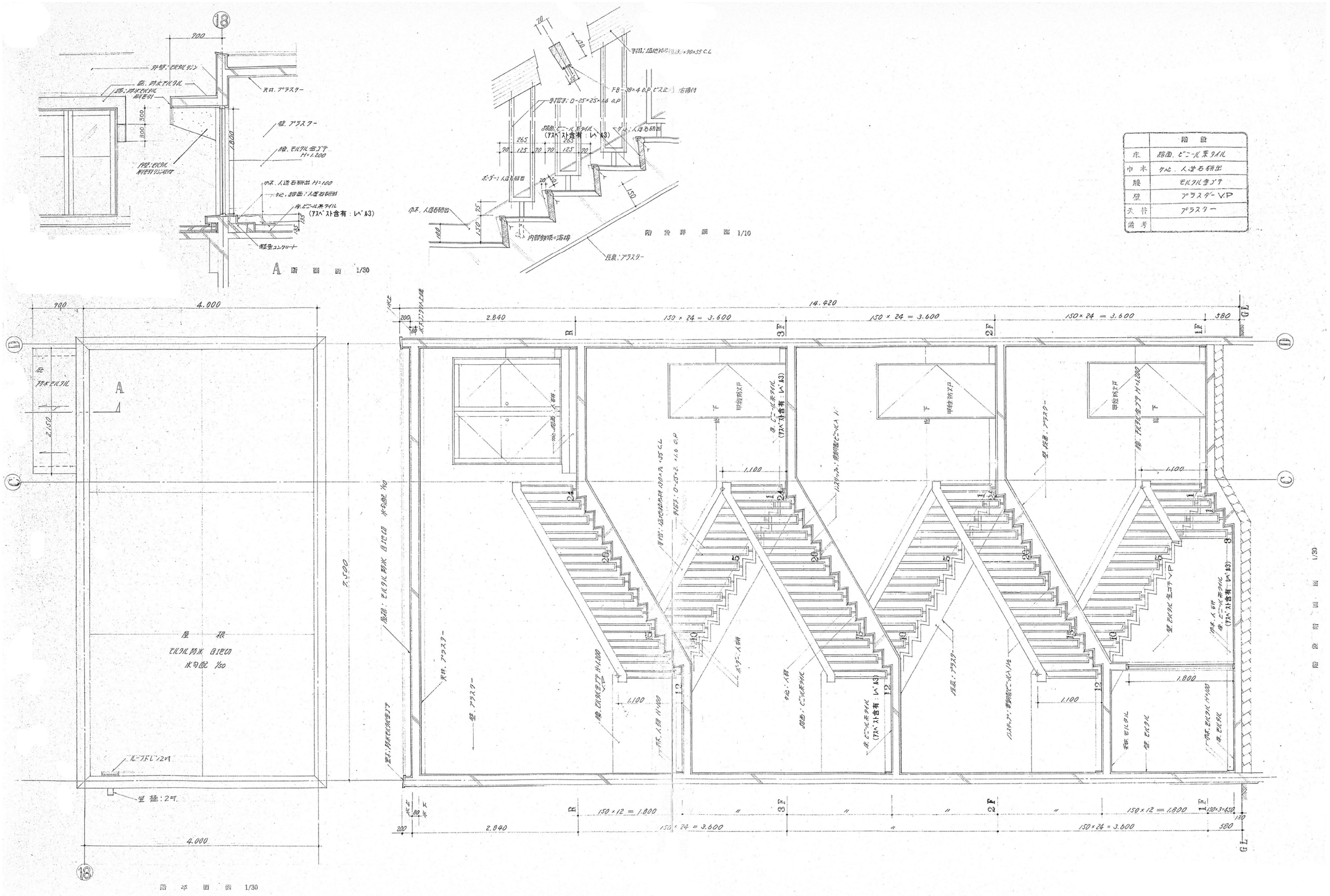

	階段
床	踏面：ビニール系タイル
巾木	ケイ化：人造石研出
腰	モルタル金ゴテ
壁	プラスター V.P
天井	プラスター
備考	

記事		工事名称	設計年月
		飯能第一小学校校舎南棟等解体工事	令和8年5月
		図面名称：東側階段詳細図（2）	縮尺：S=1:30(A1) S=1:60(A3) / 図面番号：A－16

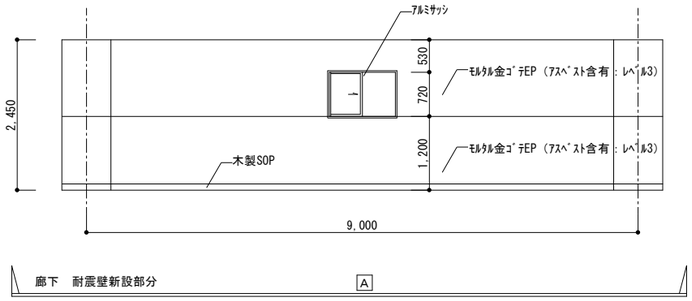

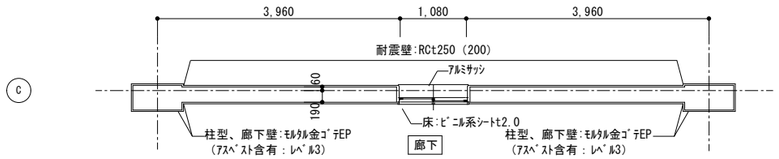

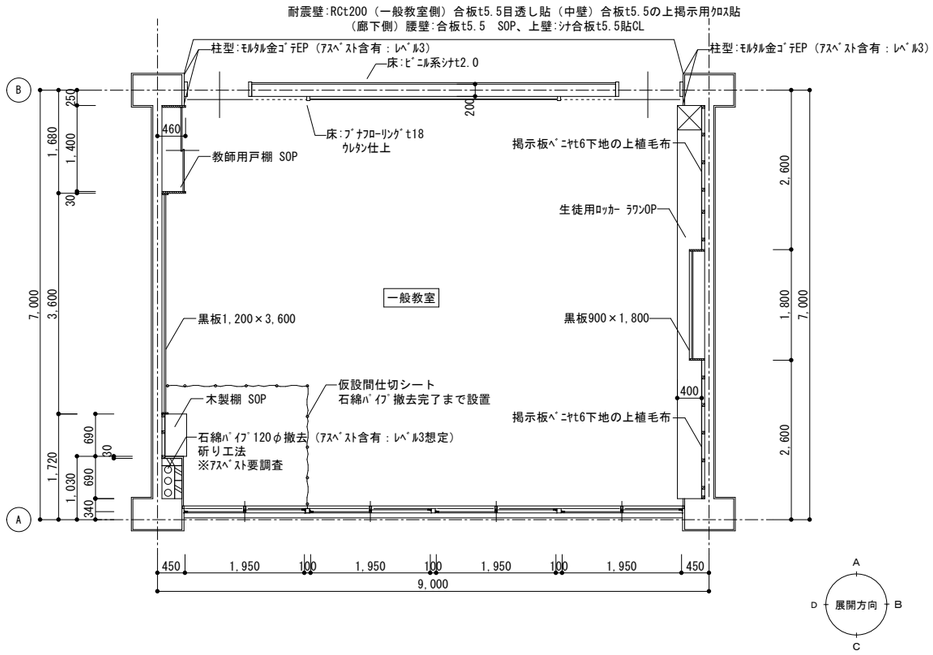

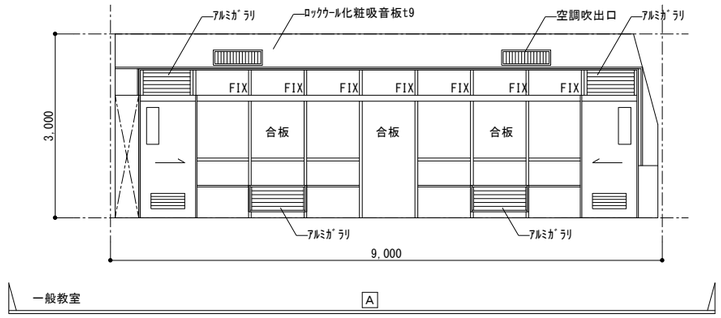

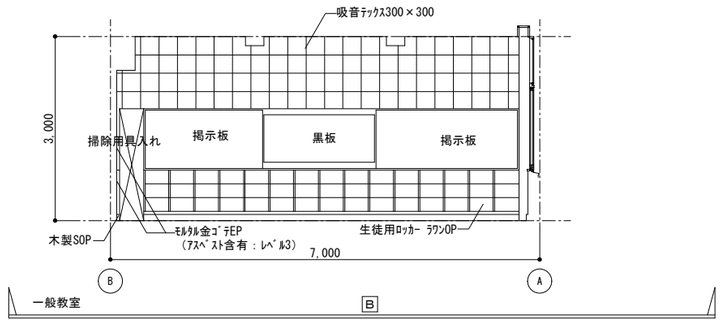

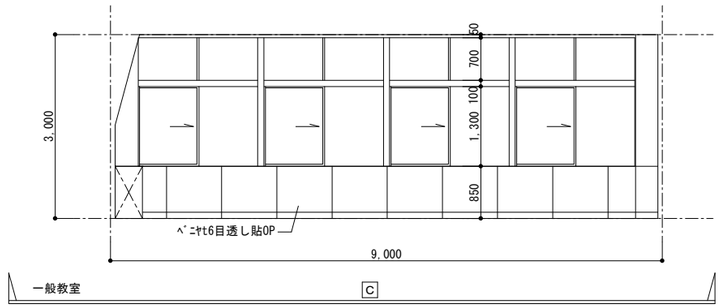

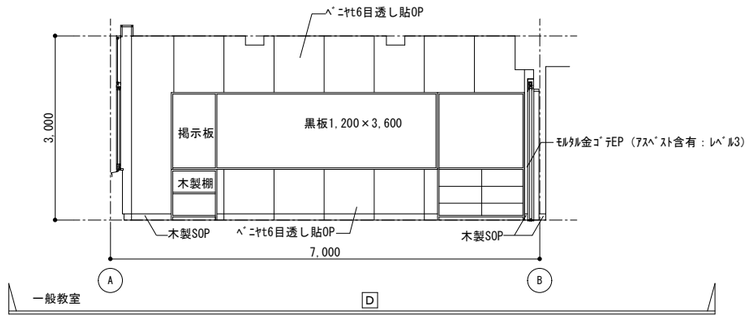

記事		工事名称	設計年月
		飯能第一小学校校舎南棟等解体工事	令和8年5月
		図面名称：一般教室　平面詳細図・展開図	縮尺：S=1: 50(A1)　S=1:100(A3)
			図面番号：A - 17